

議 事 日 程

令和 6 年第 4 回浜中町議会定例会

令和 6 年 1 2 月 4 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	認定第 1 号	令和 5 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 7	認定第 2 号	令和 5 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 8	認定第 3 号	令和 5 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 9	認定第 4 号	令和 5 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 0	認定第 5 号	令和 5 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 1	認定第 6 号	令和 5 年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 2	認定第 7 号	令和 5 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 3	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 1 4	報告第 8 号	専決処分の報告について
日程第 1 5		一般質問
日程第 1 6	議案第 6 7 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 6 8 号	浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 8	議案第 6 9 号	浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 7 0 号	浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 7 1 号	工事請負契約の変更について
日程第 2 1	議案第 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 2	議案第 7 3 号	令和 6 年度浜中町一般会計補正予算（第 6 号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和6年第4回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番國井葵議員及び4番三膳時子議員を指名いたします。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

令和6年第4回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は11月27日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等ではありますが、委員会報告書に記載のとおりであります。また、議事日程についても各議席に配付のとおりであります。

一般質問ではありますが、議長に対し、4人の議員から9件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いではありますが、認定第1号から第7号までについては、令和5年

度の一般会計、特別会計、企業会計の各決算の認定事案であります。

本件については、第3回定例会に提案され、9人の委員による決算審査特別委員会を設置し、当委員会に審査付託がなされておりました。今般、議長に対し、審査報告書が提出されたところであります。

いずれも関連があり、一括議題といたしますが、審議については、委員長の口頭報告の後、採決をいたします。

その他の議案等に関しましては、所定の方法によりそれぞれ審議を行います。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告にありました一般質問並びに上程された議案の件数及びその内容を勘案し、慎重な協議を重ねた結果、本定例会の会期については本日から5日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここをお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から5日までの2日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から5日までの2日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第4回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主な行政報告を申し上げます。

9月の7日と8日、ルパン三世フェスティバルと同時開催による第59回きりたっぷ岬まつりが、ルパンプロジェクト及び浜中町観光協会の主催により、町内各産業団体のほか、多くの皆様のご支援とご協力の下、総合文化センターで開催されました。

ルパンフェスは2年ぶりの開催で、会場内には、特別展示として、新作歌舞伎「流白浪燦星」展に関連する実物の衣装や小道具の展示、モンキーパンチ先生が収集していた3Dカメラのコレクション展示、さらには、ルパン三世の少年時代を描いた話題作「LUPIN ZERO」の上映コーナーも設けられるなど、ふだんは見ることができない逸品の数々にファンの皆様感動を感じることができました。

また、当日は、参加型イベントとして、オリジナル謎解きゲームやルパン三世キャラクターのコスプレ参加者を対象としたコスプレ撮影ツアーを実施するなど、町内外からのルパンファンの皆様各イベントに参加しながらルパン三世の世界感とともに大いに楽しんでいただいたところであります。

8日開催の第59回きりたっぷ岬まつりは、コロナ禍以来5年ぶりとなる開催となりました。当日は、天候にも恵まれ、子どもたちに大人気のアンパンマンショーやきりたんのじゃんけん大会、地場産品が当たる大抽せん会も盛況となり、アコースティックデュオのHEAT VOICEのスペシャルライブで会場を盛り上げていただきました。また、会場では、町内外からのキッチンカーや地元のクレープ屋などの出店ブースにも列ができ、各イベントや飲食コーナーでもそれぞれにぎわいを見せる所であります。

また、霧多布岬では、釧路海上保安部の協力の下、灯台の一般開放も行われ、灯台からの絶景やラッコの観察を楽しんでいただきました。当日は、7日から8日にかけて、地元をはじめ、道内外から延べ3000人が集まり、盛会に終了したところであります。

9月15日の茶内第3地区を皮切りに、16日には茶内地区、20日には特別養護老人ホームハイツ・野いちご、10月13日には浜中市街親交会において敬老会が開催されました。各地区からお招きをいただき、参加者の皆様と長寿の喜びを分かち合うことができました。コロナ禍の影響もあり、久しぶりの開催の地区もありましたが、終始和やかな雰囲気、各地区ならではの趣向を凝らした楽しい時間を過ごさせていただきました。

今後とも、皆様が住み慣れたそれぞれの地域で安心して暮らし続けることができるよう、

健康づくりや介護予防、福祉の充実強化に取り組んでまいります。

浜中町内における交通事故死ゼロの継続期間が10月19日をもって2000日を達成し、その功績がたたえられ、北海道から町へ感謝状が、公益社団法人北海道交通安全推進委員会から浜中町交通安全運動推進協議会に対して表彰状が贈呈されることとなり、10月30日に北海道釧路総合振興局の富樫崇くらし・子育て担当部長から伝達を受けました。

また、同日、浜中町交通安全協会の前田会長並びに浜中町交通安全指導委員会の及川会長に対し、釧路方面厚岸警察署の遠藤署長から感謝状が手渡されました。今後も、各関係機関等の協力をいただきながら、まちぐるみで交通安全運動を推進し、「悲惨な交通事故を起こさない、遭わない」を合い言葉に、交通事故のないまちを目指して取組を進めてまいります。

10月30日、町長とパパ・ママ子育て座談会を茶内コミュニティセンターと総合文化センターで開催いたしました。

現在、策定中であります第3期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果を踏まえ、中学生以下のお子さんがある保護者を対象に、子育てを通じて日頃感じていることや思いを町長と直接話す機会を設けたものであります。

子育てを取り巻く環境は、少子化など、社会構造の変化もあり、子育て支援のニーズも変わってきています。浜中町では、子どもから大人まで、安心して暮らせる未来のまちづくりを目指し、妊娠期から子育て期にわたる事業の施策の展開をしているところであり、このたびの座談会は子育て世代との貴重な意見交換の機会となりました。

11月13日、浜中町と東洋株式会社との地方創生の推進に関する包括連携協定締結式が役場本庁舎で開催されました。

このたびの協定は、情報発信を強化することで人口減少に伴う地域活力や地域経済の減退を克服し、持続可能なまちをつくり上げていくことを目的として締結したものであります。

具体的には、東洋株式会社が運営している地域限定コミュニティーサイトTON×TONにおいて、本町の専用ページを新たに開設し、情報発信手段を増やすことで地域経済の活性化に寄与するというものであります。

このコミュニティーサイトは、地域密着型の生活や観光に関する様々な情報が集約されており、サイト全体の閲覧数は毎月50万回を超えております。その中に本町の魅力や各種情報が掲載されたページが新設されたことによりまして、今後も、サイトを通じて本町の情報が効果的に発信されるよう、連携しながら進めてまいります。

11月15日、新川地区にある町営バスの高等学校停留所において、赤石建設株式会社よりバス待合所が寄贈されました。

この停留所は、霧多布高校の最寄りとなっており、特に平日は多くの生徒が通学や帰宅のために利用しています。停留所が校舎から離れており、悪天候の際や冬期間にバスを待つ生徒のため、このたび、赤石建設株式会社より寄贈をいただいたものであります。

この待合所の設置によりまして、生徒をはじめ、利用者の皆様が屋内で安全にバスを待つことができるようになったことをうれしく思いますとともに、寄贈していただきましたことに感謝を申し上げたところであります。

なお、待合所の清掃等を含めた管理につきましては霧多布高校のボランティア部を中心に行うことになっております。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

今年の牧草の収穫状況は、一番草では収穫が例年より早まったこともあり、収量は平均並みかやや少ない状況でありましたが、品質は良好な粗飼料が確保できた模様であります。

二番草は、8月下旬以降の雨の影響が大きく、刈り遅れの圃場が目立ちました。収量はやや少なく、品質もばらつきが大きい模様であります。全体的に見て、年間に必要な粗飼料は少なめながら、おおむね確保されたものと考えられます。

生乳の生産状況においては、4月以降、各月ともに前年実績を上回る生産が続いており、11月末の累計生産量では前年同期との比較で103.25%であり、昨年度を上回る状況で推移しております。

釧路管内においても順調に推移しており、今後の生産に期待するところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

成昆布漁は、浜中漁協では10月10日、散布漁協では9月30日に終漁となり、浜中漁協は23日間、散布漁協は21日間の出漁で、しけ等により近年では少ない出漁日数となりました。

生産予想では、今年においては昆布の生育状況が悪く、さらには、繁茂最盛期の8月には相次ぐしけ等の影響により3日間の出漁となったことから、水揚げが落ち込み、今年度の計画水揚げ量1285トンに対し、45.5%減の700トン、価格については、平均単価で28%程度引き上げられたものの、今年度の計画水揚げ金額16億9410万円に対し、42.8%減の11億1590万円の見込みとなっております。

次に、イワシ漁ですが、地元漁船の水揚げ量は対前年比17.7%減の450.3トン、漁獲高は23.8%増の6931万円となっております。

次に、サケ定置網漁ですが、例年同様、浜中漁協は6系統、散布漁協は4系統で操業し、11月19日に終漁しております。

今年度は、両漁協を合わせた水揚げ量は対前年比2.4%増の266.6トン、漁獲高は43.3%増の2億4771万円となっております。

次に、タコ漁ですが、浜中漁協は8隻、散布漁協は4隻が操業、11月末現在の水揚げ量は対前年比113.3%増の72.1トン、漁獲高は65.5%増の5855万円となっております。

次に、ウニ漁ですが、11月末現在、養殖ウニの水揚げ量は対前年比6.6%増の54.8トン、漁獲高は1.2%増の4億9230万円となっておりますが、8月末の豪雨によ

り火散布沼の塩分濃度が低下し、へい死被害が発生した影響により、9月に緊急出荷した結果、水揚げ量、漁獲高ともに増加となりました。

ウニ潜水漁の水揚げ量は、対前年比77.9%増の24.2トン、漁獲高は60.6%増の1億2275万円となっております。

そのほか、例年同様に、タラ、カレイなどの刺し網漁が行われており、また、散布漁協のアサリ漁も12月1日に解禁しており、今後とも安定した水揚げに期待しているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めて、おはようございます。

さきの議会からの主なものについて報告いたします。

9月7日には、浜中町民体育祭第37回町民駅伝大会が開催されました。本年度も、総合グラウンドを出発点に、3キロメートルの周回コースを5人のたすきでつなぐコースで実施されました。当日は、沿道の声援を受けながら15キロメートル先のゴールを目指して、5区間を小・中学生1チーム、中学生1チーム、一般3チーム、合わせて5チームがたすきをつなぎ、健脚を競ったところであります。

10月13日には、町総合文化センターのリニューアルオープンを記念して、NHKの「おかあさんといっしょ宅配便ファンターネ！小劇場」が2部に分かれて開催されました。当日は町内外の家族連れでにぎわい、第1部の公開には135組、507人、第2部の公開には、82組、304人の来場があり、終始、子どもたちの歓声が響き渡り、総合文化センターリニューアルオープン記念行事にふさわしい催しとなりました。

15日には教育委員会学校訪問が霧多布高等学校、そして、茶内中学校で実施されました。2校とも落ち着いた生徒の授業光景や校内生活を視察することができました。茶内中学校では、全ての授業において、日常的に1人1台端末を活用され、授業にも工夫が見られ、生徒も学びの道具として使いこなしている様子が見られました。

10月30日から11月4日にかけて第61回浜中町総合文化祭がリニューアルされた町総合文化センターで開催されました。10月30日から11月3日までの作品展示見学には194名の来場がありました。会場の展示作品には、各学校から寄せられた絵画や習字、さらには、陶芸サークルと協力して創作した中学校3年生の陶芸作品、そして、各地域の文化サークルによる手芸など、11団体、373名が関わり、合わせて626点の作品が展示されました。

11月4日の芸能発表には、11団体、68名による41の演目が披露され、当日は200名の来場がありました。文化祭開催の6日間では延べ394名の来場がありましたことをご報告いたします。

10月31日には、霧多布高等学校の各種研修視察及び浜中学の報告会が本校体育館で

開催されました。前半には夏季休業中に実施された各種視察研修のことが報告されました。国内環境視察は沖縄県での自然学習について、国内産業視察は愛知県での産業学習について、海外交流視察はオーストラリアの語学学習について、生徒たちはそれぞれに報告し、その視察研修で得た学びや経験を基に浜中町の観光や産業の在り方についてそれぞれ提案いたしました。

また、後半の浜中学の報告では、「住みやすいまちづくり 浜中」をテーマに、探究活動を実施してきた3年生が、自然環境や防災などを企画した浜中町PRイベント「住めば都 はまなか」で実践した内容を基に、その振り返りから提言し、大変説得力あふれる内容でありました。

11月17日には、第62回浜P連研究大会兼家庭教育講演会が町内の各小・中・高等学校からPTA関係者約100名が参加し、盛会に開催されました。開会式、表彰式の講演会では、ジャズピアニストで作編曲家の木原健太郎氏が、「『故郷に思いはせて、子どもたちに伝えたいこと』～♪生き抜く力をピアノにのせて♪～」の演題で、ピアノや歌による演奏のほか、メロディアスなピアノと組み合わせ、これまでの経験談や子どもたちへの思いなど、聞く人の心に訴え、温かいメッセージを送ってくれました。

20日には、令和5年・6年度町教育研究指定校の茶内中学校において、「知識・技能を身に付け、活用できる思考力の育成」を研究主題として、公開研究会が多数の参加者を集め、開催されました。本校では、知識を生活に応用する力や主体的に課題を解決する力を育成するため、日々の授業にICTを取り入れ、生徒の成長を支える指導改善に尽力され、その成果が本研究会で発表されました。

23日には、霧多布中学校統合開校50周年記念式典が、本校体育館で、関係者50名、在校生50名、合わせて約100名の参加者を集め、厳かに開催されました。

行政報告に記載はありませんが、口頭で1点について報告させていただきます。

事前に資料を配付させていただいておりますが、令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書についてであります。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっております。

点検と評価の対象につきましては、浜中町教育目標を具現化した令和5年度教育行政執行方針の推進状況について、施策、事業等の実施結果を対象として点検と評価を実施しております。

点検及び評価が自己評価であるため、客観性を確保する観点から、以前、浜中町に勤務経験のありました元校長の坂東薫氏と岡嶋治氏のお2人からご意見をいただきました。

その意見の詳細につきましては、報告書の38ページから44ページの記載のとおりであります。

なお、公表の方法につきましては、町民の目に留まる公共施設等に備えつけ、また、各

学校に配付するなどの方法で周知をしてまいります。

報告書につきましては、自ら実施した施策あるいは事業について体系的に、しかも詳細に明文化しておりますが、まだまだ改善する箇所もあるかと思えます。今後も、教育委員及び事務局職員との関係において、教育に関する情報に関してはもちろんのこと、目の前に抱える課題をしっかりと共有しながら、関係者が一丸となって本町教育の推進に努めてまいりたいと思えます。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 12 認定第 7 号 令和 5 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

○議長（落合俊雄君） 日程第 6、認定第 1 号ないし日程第 12、認定第 7 号を一括して議題とします。

本件につきましては、令和 6 年第 3 回定例会において提案され、9 人の委員によって構成される決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査を付託、閉会中の継続審査としていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君） 決算審査特別委員会委員長報告を行います。

令和 5 年度各会計の決算審査の結果については、審査報告書のとおり認定すべきものと決したところでありますが、審査結果、その他補足的な事項について報告をいたします。

令和 6 年第 3 回定例会に提案されました令和 5 年度各会計の決算認定事項については、

9名の委員により構成される決算審査特別委員会が設置され、審査の付託がなされたものであります。

9月5日に第1回目の委員会を開催し、正・副委員長の互選を行ったところであり、また、10月1日には第2回目の委員会を開催し、審査に付託された各会計の決算の概要について各担当課長等の説明を受けた後、決算書及び主要施策の実績、その他関連指標等の内容を踏まえ、本委員会として36項目の質問事項を抽出し、町長に対してその回答を求めたところであります。

10月30日に委員会を再開し、翌10月31日までの2日間にわたり、各担当課長等から質問事項の回答に関して詳細な説明を受け、個々の施策の執行経過、実績内容について、評価すべき事務事業はさらなる推進を、指摘事項は改善を求めるなど、多面的な質疑を経て、総括質問3点について町長の考え方をただしたところであります。

ここに、その概要を報告いたします。

1点目は、空き家対策における業務の一本化等についてであります。

令和5年度空き家等調査において、浜中町空き家等対策計画に基づく空き家調査を実施した結果、危険度判定調査によって、80点未満の物件は91件、この比較的危険度の低い空き家を、今後、特定空き家の認定対象となるのを防ぐ対策として、防災対策室及び企画財政課に所管が分かれている業務の一本化など、実態把握を的確にし、スムーズな行政指導を可能にしながら空き家バンク登録の推進に努めていただきたいと思います。

2点目は、霧多布岬キャンプ場の今後の方向性についてであります。

霧多布岬キャンプ場は、優れた眺望を有し、温泉施設や霧多布市街地にアクセスが容易なことから、例年、多くの観光客が訪れています。しかし、バンガローやトイレの老朽化が顕著であり、施設の更新が急務であると同時に、駐車場の拡張も含め、霧多布岬キャンプ場の再整備を図っていただきたい、また、テントサイトの有料化をはじめ、グランピングやコテージ等の宿泊施設の導入を検討し、滞在型観光誘致を目指していただきたいです。

3点目は、地域おこし協力隊の今後についてであります。

地域おこし協力隊の採用は、浜中町の新たな魅力を発掘、観光資源の情報発信による観光客誘致につながり、地域の活性化が期待されます。役場各部署における課題とニーズを抽出し、より専門的なエキスパートの統制につなげ、募集から退任に至るまでの総合的な構造の見直しを図っていただきたいです。

地域に根差した人材の輩出は、任期満了による退任後においても、浜中町への定住の期待ができ、多面的な支援により起業等の機会も生まれることから、地域おこし協力隊の力を発揮しやすい環境を整えていただきたいと思います。

以上、総括質疑の概要を述べましたが、このたび付託されました決算審査における委員会質疑の内容を踏まえ、次年度以降の行政執行や予算編成にその趣旨が十分に反映されることを願い、決算の認定に当たっての委員長報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13 報告第7号 専決処分の報告について

○議長(落合俊雄君) 日程第13、報告第7号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 報告第7号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、本年8月31日に発生した大雨災害により罹災した町道の復旧に係る経費について、9月6日付をもって専決処分したものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では12款災害復旧費の町道災害復旧に要する経費で町道維持補修工事750万円を計上、一方、歳入では道路橋梁施設災害復旧事業債を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は94億5331万1000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから報告第7号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番(川村義春君) 町道災害復旧に要する経費の工事請負費について若干質問させていただきます。

8月31日に発生した大雨災害で罹災した町道の復旧に係る経費について、9月6日付で専決処分したということでありましたけれども、まず、罹災した町道は何路線であったか、その中で罹災が大きかった路線名と罹災内容について伺っておきたいと思っております。

○議長(落合俊雄君) 建設課長。

○建設課長(川村則彦君) それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、8月31日の大雨災害により罹災した路線の箇所についてですけれども、主に山間部となっております。特に箇所数が多かったのは、茶内、茶内第1、茶内第3、西円朱別方面でした。

箇所数は17路線で、内容につきましては、雨裂による路面の侵食が10か所、のり面

の滑落が8か所となっております。

金額的に大きいところで申し上げますと、円朱別原野西5線道路において、のり面滑落と雨裂による路面の侵食の両方が発生しておりまして、約140万円となっております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 聞き取れなかったところがありました。

のり面については分かったのですが、もう一つは何と言ったのですか。（「雨裂です。雨の……」と発言する者あり）

亀裂が入った、雨の影響で決壊したということですか。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） 失礼いたしました。

雨裂と言いまして、雨によって道路に亀裂が発生し、侵食が起きたということです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 降雨災害については山間部が多く、全体では17路線であり、茶内第1地区、茶内第3地区、西円地区ということで、相当な箇所数なのだなと思いました。

雨裂といいますか、決壊が10か所で、のり面が崩れたところが8か所ぐらいあり、特に大きかったのは西5線の道路が傷んだということですが、その傷んだ理由です。

雨が相当強く降ったということでありましたけれども、同じ町道でも大丈夫なところもあったわけですね。この路線についてのみ崩落が多かった構造上の原因があったのか、あるいは、その道路の利用頻度が多く、ふだんから傷んでいたのではないかと思うのですが、それについてはいかがですか。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） ご質問にお答えいたします。

今回、雨裂によって路面の侵食を受けた路線というのは未舗装道路で、いわゆる砂利道になります。そして、雨の強かった地域において、そこが侵食されたということです。

なお、基本的には未舗装道路ですので、一般的な車両が通ることは少ないと認識しております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第7号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） なしと認めます。

これから報告第7号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

日程第8 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第14、報告第8号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第8号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、第50回衆議院議員総選挙に伴う経費について、10月9日付をもって専決処分をしたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費の衆議院議員選挙に要する経費で、選挙管理委員外報酬などで1309万8000円を計上、一方、歳入では、歳出の全ての経費に対し、国庫支出金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は94億6640万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから報告第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから報告第8号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第8号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定いたしました。

日程第15 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第15、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 通告内容に沿って、大きく2点について質問します。

まず、1点目として、小中一貫教育の導入についてお尋ねします。

10月に、浜中町学校適正規模・適正配置基本計画がホームページ上で公表されております。本計画策定に当たっては、霧多布中学校が抱える老朽化や津波避難に係る喫緊の課題への対応もあったと思いますが、同時に、児童生徒の減少による教育環境の課題にも向き合ったものと思っております。

本計画の内容や今後の進め方の具体策について伺います。

まず、霧多布中学校の抱える課題を解決することを第一として、霧多布小学校への併設を決断され、その上でこの内容等についての説明会が各地区での実施されておりましたが、主に霧多布地区の保護者や住民の方からはどのようなご意見等があったのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） ご質問の併設の検討及び地域での説明ですが、浜中町学校適正規模・適正配置基本計画の策定に当たって、7月9日から7月12日にかけて、町内の4校区ごとに住民説明会を行ったところであります。

霧多布地区においては、保護者、教員等、計27名の参加をいただき、基本計画素案の説明とともに、中学校を小学校に併設する旨、説明を行いました。併設に関しては前向きな意見を多くいただき、反対意見は見受けられませんでした。

なお、小中一貫校または義務教育学校への移行時期、特別支援学級の教室の確保等、様々な意見、要望があり、教育委員会としては、これらを踏まえながら、実施設計を進めてまいりたいと思っております。

また、保護者や住民の方から新たに意見や要望がある場合は、学校運営協議会や学校を通して、随時、教育委員会へ連絡していただくよう、併せて説明を行いました。

今後も、小中一貫教育の移行に関しては、他地区も同様ですけれども、随時、協議の場を設けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 反対する意見は見受けられなかった、むしろ、推進してほしいという意見だったというふうに承知いたしました。そして、令和7年度から霧多布小学校の校舎改修の実施設計を、令和8年度から令和9年度の2か年で改修工事を行うという計画が示されております。

そこで、現在、空き教室がどの程度あるのかも含め、大きく増築する必要があるのかどうかです。そして、先ほど言われたように、特別支援学級等がございしますが、内部改修を行って対応できるというお考えなのか、現在考えている具体的な改修内容について説明していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 改修工事の内容と予定についてですけれども、議員が今おっ

しゃったとおり、令和7年度に実施設計を、そして、令和8年度と令和9年度に改修工事を実施する予定でございます。

なお、先ほど質問のあった増築のことですけれども、今のところ、増築は考えておりません。今の面積で対応できると考えております。

次に、改修内容ですが、中学校移転に伴う職員室や校長室、ネットワーク環境の整備、特別教室を中学生でも使用可能にするための改修、空き教室等の特別支援学級化する改修、児童生徒及び教職員のトイレの全面改修を予定しております。

なお、令和8年度には主に小学校が使う2階部分、令和9年度には中学校が使う3階部分の改修を予定しておりますが、共有部分となるトイレの改修ですけれども、そちらは、今後の実施設計の際、改修時期等を検討してまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 増築はせず、既存の面積で対応できるという説明だったかなと思います。

次に、後段に言われたトイレの改修についてです。

水洗化が残されているのがたしか霧多布中学校と霧多布小学校だったかなと理解しているのですけれども、現在、各階にトイレが設置されているのでしょうか。

今回、中学校が3階部分となるということですよ。これは、教室だけではなく、職員室等も3階になるのか、それとも、職員室は1階という扱いになるのでしょうか。

教職員や児童生徒のトイレにつきましては、当然、水洗化するとともに、ウエットだったものをドライ化するなど、様々な改修が施されるのだと思うのですけれども、各階に設置してあるものを今回改修するということなのか、再度、説明していただきたいと思いません。

そして、それなりに大がかりな工事になるのかなと思うのですけれども、現時点で考えている工事の概算額及び財源の見通し等が立っているのであれば、併せて説明していただきたいと思いません。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） まずは、3階部分についてですが、職員室、校長室は全て3階にということで、中学校の機能は3階に全てを収めることを考えております。

また、トイレも1階から3階まで現在は設置されております。

その中で、職員用トイレでいきますと、和式がまだ三つ残っています。そして、児童生徒用も和式が15基残ってまして、1階から3階の全てのものを改修したいと考えております。

そして、先ほどの水洗化についてですけれども、今、霧多布中学校、霧多布小学校ともに水洗化になっているのです。浄化槽か、水洗に直接つなぐかになります。金額的なものもありますので、実施設計に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に、概算金額と財源についてです。

概算金額につきましては実施設計により変動しますので、現在、詳細は出ておりませんが、財源としては文科省の補助を活用する予定であります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 概算額は今後ということでした。

令和7年度に実施設計ということなので、多分、来年の当初予算で実施設計分の金額が出されると思いますし、既に出されていると思いますので、その予算額を示せるのであれば、まず、そこをお聞きします。

また、再度伺いますけれども、実施設計が進まないで概算額も出せないという考え方なのかです。通常で考えますと、概算額というものを出し、実施設計で現実的な金額を出すのかなと理解しているのです。今、ざっくりと何億円ということも示せないのであれば、それはそれで致し方ないかと思えますけれども、取りあえず実施設計の予算額を示していただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） まず、概算金額についてです。

先ほど話をしましたとおり、まず、学校で小・中学生が授業できる環境を整えるための最小限の工事としたいとは考えています。なお、おおよそですけれども、3億円から5億円という概算金額を見ております。

そして、議員がおっしゃるとおり、この後、当初予算に提案しようと考えておりますけれども、おおよそ1100万円くらいを見ております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 先ほどの説明ですと、小学生のための2階部分の改修を先に終わらせ、翌年度に中学生のための3階部分を改修するという話でした。

工事期間は2か年ですね。霧多布小学校は、現在、校舎として使われており、当然、授業や行事等が行われていると思うのですけれども、まず、単年度にできるおおよその工事内容、そして、それによる授業への影響等をしっかりと把握されているのかといいますか、極力、影響が出ないような計画を立てておられるのかなと思うのですけれども、その説明をいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 工事期間を2か年にさせていただいた理由についてです。

実施設計からもしかしたら1年の工期になる可能性はあります。ただ、4月から3月までの間に工事をしますと、学期末から始業など、移動に苦勞するかと思ひ、余裕を持って、前半の4月から6月を移動時期とし、その後に工事に入り、次年度、工事が終了した後、霧多布中学校から物の移動などができればいいなということで2か年としております。

次に、小学校への影響についてです。

まず、令和8年度に2階部分、令和9年度に3階部分を予定しております。また、授業は工事を行わない階で行っていただくことを考えています。ただし、音が出る工事は授業

の妨げになる可能性がありますので、可能な限り、学校の長期休業の時期に行い、授業への影響を最小限に抑えてまいります。

そして、工事期間中は特別支援教室が不足しますが、L L教室等、大きな教室を2分割するほか、準備室を活用することで対応したいと考えております。

また、トイレの改修ですけれども、工事中は使用ができなくなるため、工事開始までに対応策を検討します。

それから、行事への影響ですけれども、体育館とグラウンドは改修予定がありませんので、行事への影響はないと思われまます。ただし、もし何かの影響がある場合は、学校と連携して、状況に応じ、文化センターや総合体育館なり、町の施設を活用したいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 霧多布小学校を改修している期間、要は令和8年度から令和9年度にかけては、移転となる霧多布中学校については計画書では移転準備となっているのですけれども、具体的にどのような準備が必要になると想定しているのか、お知らせください。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 霧多布中学校の準備の内容についてです。

移転準備期間において、まず、学校が行う作業と業者でなければできない作業の仕分をしたいと思っています。そして、学校が行う作業ですが、現在、中学校にある備品を全て移すことは霧多布小学校のスペースの状況からできないものと考えていますので、霧多布小学校にある備品で対応できないものを移設することで考えております。

この準備期間においては、不要なものがあれば廃棄するなど、スムーズな移転が行えるよう、準備してまいりたいと思ひております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 先ほど工事期間中は特別支援学級の教室が使えないというお話がございました。それに若干関連するのですけれども、現在、霧多布小学校の空き校舎を利用して開設している児童クラブがござひます。移転後、その児童クラブは、従前どおり、霧多布小学校内で開設できるということが望ましいのではないのかなと思ひますので、そのスペースがあるのかないかも含め、その対応をお伺ひします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 児童クラブへの影響についてです。

先月くらいか、児童クラブの先生方と今使っている児童クラブのところでどこか改修する要望はあるか、そして、改修するとなったら、一旦、児童クラブは別の部屋にという話をしております。

実は、向かい側に児童クラブの物品入れの部屋がもう一つありますので、そちらに移っていただいて、今使っているところを若干改修し、その後、現在の部屋を活用していただきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 改修後も引き続き校舎内で児童クラブが開設できるということによろしいですね。

次に、小中一貫教育の導入について伺います。

小中一貫教育の在り方としては、現在、小中一貫校と義務教育学校があろうかと思えます。どちらも9年間を通じた教育課程を編成し、教育効果を高める施策であると理解しております。

その上で伺いますけれども、まず、小中一貫教育が近年求められるようになってきた背景、そして、これによって期待される具体的な効果にはどのようなものがあると考えられているのか、説明していただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） まず、背景についてですが、義務教育を担う小学校、中学校が学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性、連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、地域の実情に応じた小中一貫教育が増加してきております。

次に、期待される効果ですが、小学校高学年での専門的な指導の充実や中1ギャップへの対応が可能となります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 本計画では、令和9年度に他校に先駆けて散布小学校を一貫校へ移行し、その後、霧多布、茶内、浜中の各小・中学校での一貫教育の導入を検討しております。

散布、霧多布につきましては小中一貫校となるのか、それとも、義務教育学校となるのかは定かに明記されておりません。多分、今後の協議事項になろうかと理解しています。一方、茶内、浜中につきましては、同じ敷地内ではあるものの、小・中学校の校舎が別棟であることから、小中一貫教育を目指すということだけで、義務教育学校のことは明記されておりませんでした。義務教育学校の性質といいますか、機能上、やはり、校舎が一体でないとなかなか難しいものなのだろうと私も理解しております。

今、散布小中学校があり、今後、霧多布でも校舎が一つとなるわけですが、教育委員会としてはどちらの方式を模索しているのか、こちらでいきたいというお考えがあれば、まず、それを伺いたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 管理課長。

小中一貫校か、義務教育学校か、その方向性についてです。

実際のところ、議員が言われたとおり、教育委員会で模索しているのが現状です。

ただ、説明会ということで地域に行くと、地域の人からは、小中一貫校と義務教育学校のメリットやデメリットがよく分からない、例えば、今、散布は一緒だけれども、何が違

うのだという意見が多く出されました。そういったことも踏まえ、散布では、こういった機会を毎年つくろうねという話をしまして、地域住民の方々と意見交換をしながら慎重に、教育委員会からどちらだと明言するのではなく、地域の人や保護者の方としっかりと協議し、進めていきたいなと考えています。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 一貫教育を導入するということをまずは決断されたと言っていいのかなと思うのです。それについては大賛成でありますし、ぜひ精力的に進めていただきたいなと思っている立場でございます。ただ、その過程において、先ほど管理課長からも説明がありましたように、保護者等や地域住民との共通理解を深めていくことが重要であります。

といいますのも、小中一貫校、義務教育学校、どちらの形態を取っても6・3制ですとやってきた教育課程が大きく変化していくものと理解しております。そう考えますと、一貫型教育の導入に当たって真っ先に教員の方々に共通理解を持ってもらうことが第一であり、必要不可欠なものだと思っております。

管理職である校長先生や教頭先生とはある程度協議されているのかもしれませんが、児童生徒と直接向き合う、そして、大きな変化に対応していただかなければならない現場の先生方との協議の場があったのか、あるいは、今後の2年間のうちにしっかりと対応していくという考え方でおられるのかどうかも含め、お聞きしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） 現場のことということで、指導室長からお話しさせていただきます。

教職員との協議についてですが、さきに説明申し上げましたとおり、令和6年7月の住民説明会に参加された教員には小中一貫教育や計画について説明しました。なお、町内の教員全体への説明は現時点では行っておりませんが、各学校において、学校運営協議会や職員会議を通じて周知されております。

また、小・中の連携につきましても、各地区に校種間連携推進計画というものがあり、そちらを基に連携が図られていますので、教職員の先生方も小・中連携の重要性については分かっていると考えております。

また、今後、令和7年2月に浜中町立教育研究所の全体集会が予定されておりますので、その際に教員全体へ向けて説明を行おうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 現場の先生方からもある程度の共通理解はいただいているというお答えだったかなと思うのですけれども、今回、そこにこだわって質問をさせていただいたのは、実は、白糖で導入した義務教育学校を立ち上げた際に委員会として視察した経緯があるからです。そのときに一番苦労されたのがまさにその点だったのです。要は、先生方の理解、特に中学校の教員により負担が増すことが考えられたのです。そこで、全体へ

の説明もあったのですけれども、学校に出向いて先生方としっかりと熟議を重ねてできたという経緯があります。

ですから、全体にではなく、学校ごとに教育委員会が出向き、膝を交えた協議が必要になってくるのだらうと思うのですけれども、その考え方、あるいは、私の取り越し苦労だということであれば、当町の先生方はほぼ理解できていますということであれば、そのような答弁をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） 議員のおっしゃられるとおり、中学校の教員の先生方の負担感はやはりあるかと思います。今、小学校と中学校で分かれてそれぞれ教育活動を行っていますが、小中一貫教育となった場合、先生方の理解が十分に図られることが必要かと思えます。

また、義務教育学校となりますと、原則、小学校と中学校の両方の免許を持った教員が配置されることが基本になりますので、そういったことも踏まえ、これから考えていかなければならないかなと感じております。

なお、小・中連携については、各地区の校種間連携推進計画を基に乗り入れ授業などが既に行われているのですけれども、全員に浸透しているかと言われると見えない部分もありますので、これから教員の皆様にも説明していく必要があるかなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 小中一貫教育については、9年間を通した児童生徒の教育によって人としての成長に寄与するものと考えております。それに当たって肝となるのは先生方の考えや指導の仕方になるかと思えますので、十分に配慮していただきたいと思えます。

先ほど、現在、6・3制が抱えている課題の一つに中1ギャップという言葉が出てまいりました。私が考える中1ギャップというものは、朝起きて学校に行きたくない状況になってしまうことです。それにはそれぞれ要因があるかと思えますけれども、大きな要因の一つと言っていいと思うものに学力の差があるのではないのかなと想像いたします。要は、中学校に行っても授業の内容が理解できない、あるいは、授業についていけないというような状況が続くことによって学校に行きたくなくなってくるということは容易に想像できます。

僕らの時代に生まれた言葉かどうかは分かりませんが、昔は、ついていけなくなった子どもたちに対して落ちこぼれというような大変嫌な言葉も生まれたと理解しております。

先ほど高学年からの教科担任制が必要だらうということを管理課長はおっしゃられましたけれども、主要5教科において、今の5年生くらいのときから教科担任制を導入することによって、中学校1年生になったときのギャップをある程度は緩和できるのではないかなと素人ながら思います。特に、習得の積み重ねがなければ次のステップに行けないというような教科で考えますと、算数、数学、あるいは、英語、国語もそうかと思えますので、

そうした教科については早い段階から教科担任制を導入する必要が効果的ではないのかなと思うのですが、その考え方を伺います。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） ご質問をいただきました教科担任制の早期導入と主要5教科への対応についてお答えいたします。

現在、本町では、小学校における専科教員のうち、外国語として英語の指導を担当する教員を加配し、町内の小学校4校に派遣しております。この取組で小学校段階から専門的な指導を受けることにより、中学校への円滑な接続を図るとともに、中1ギャップの解消にも一定の効果を期待しております。

その他の教科で、おっしゃられた国語や算数、数学について、現状では専科教員の導入は実施しておりませんが、児童一人一人の学力向上を図る観点からも重要な課題であると認識しておりまして、北海道教育委員会とも連携を図りつつ、導入に向けた検討や準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、教育現場の声をしっかりと聞きながら、本町の子どもたちの学びを支える環境整備に努めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 小中一貫教育のメリットとして学力の向上というものも大きな一つと考えます。そのほか、いい意味での先輩後輩という上下関係がつかれることによって社会性も養われるかなと思うのですよ。ただ、最も効果を期待するものの中に学力というものがあるかと思えます。加えて、先ほど申したように、授業についていけないというような状況を生じさせないためにも教科担任制は大変有効的ではないかなと私は考えております。

今、散布小中学校では同じ校舎内でやっていますけれども、多分、そういうところまでは至っていないだろうと思うので、ぜひ、他校に先駆けて実施していただければと思います。今と何が違うのだというような意見もあったということですが、詳細な違いや期待できる効果をしっかりと保護者にも伝えていくことが導入に向けては大変大事なことではないのかなと思っておりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

小中一貫教育が導入された後の話になってしまうのですが、現在も霧多布高校とは中学校2年生や3年生くらいからある程度の連携を図っているかと思うのですが、小中一貫教育を実施した暁には、高校との連携を強化する取組をすることで、町内からの霧多布高校受験者も増えてくるのではないのかなという期待もいたしますので、その考え方についても伺っておきます。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） 今、議員がお話しされた散布地区の状況についてお話をさせていただきます。

散布小中学校では小・中学校間の乗り入れをもう行っておりまして、小学校から中学校でいいますと、小学校に音楽専門の方がいらっしゃる一方、中学校にはいないので、小学校で音楽専門の授業を行っております。また、中学校に体育、国語、算数、社会の専門の先生がいますので、乗り入れ授業として小学校で教えているという状況がありまして、特に6年生を中心に専科の授業を既に行っていたいております。

また、先ほどお話があった霧多布高校とのさらなる連携強化についてです。

小中一貫教育実施後は霧多布高等学校の魅力向上や進学意欲の促進につながるかと考えております。具体的な施策としては、一貫教育カリキュラムを行うといたしますか、現在、霧多布高校で浜中学を行っておりますけれども、総合学習も小中一貫のカリキュラムにすることができると考えております。また、霧多布高等学校の教育内容を接続するプログラムの開発、高校生による中学生への学習支援活動、学校交流の実施等があるのかなと考えております。さらに、期待される効果として、霧多布高等学校の特色ある教育内容が地域住民にも広く周知され、それによって志願者の増加にもつながっていくのかなとも考えております。

小中一貫教育を地域全体で支える体制を整え、児童生徒のよりよい成長を促し、今後とも学校地域と協力しながら進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） ちょっとかみ合わなかったなと思います。

散布小中学校では、現在、算数等を含め、乗り入れによって中学校の教師が小学生を指導しているというお話がありましたけれども、なおのこと、散布とは何が違うのか、小中一貫校と義務教育学校とは何が違うのだという話になってしまうのだと思うのです。

そうではなく、教科担任制というものをしっかりと据え、進めていくのだというお考えがあるのかなのかです。要は、散布小中学校だけではなく、今後進めていく他校についてもそうで、その認識の違いがちょっと感じられましたので、再度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、議員がおっしゃられました、今後、小中一貫校あるいは義務教育学校とするに当たって教育委員会として教科担任制をどんなふうにご据えて考えていくのかについてお答えいたします。

教科担任制ということと言いますと、学力の保障という面で非常に効果のあるものと教育委員会としては押さえております。小中一貫教育で義務教育学校になった場合ですが、現在の6・3制では、小学校は特に小規模なので、加配がつかない限り、教科担任制はかえって先生方の負担が大きくなり、できません。しかし、小中一貫あるいは義務教育学校になった場合、9年間といいますか、全体で見ていくことになります。また、先ほど指導室長がお答えしましたけれども、芸能教科について小学校が関わるといった利点があると思っております。

教育委員会としては、そういう面からも、高学年の教科担任制については力を入れていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 次に、今年度の新たな事業として出てきた地域みらい留学事業について伺います。

この取組は、現在、町内からの児童生徒も含め、霧多布高校の生徒数確保がだんだん厳しくなっているという状況を踏まえ、取り組み始めたものと理解しております。

以前に説明があったとおり、首都圏等に出向いての面談、あるいは、オンラインでの説明会も実施されたと思えますけれども、それぞれに参加していただいた人数など、さらに、そこでどのような手応えを感じたのかも含め、説明していただきたいと思えます。

また、教育長が答弁されておりますけれども、現在、推薦枠が要綱にないことから、道教委とも協議し、推薦枠を設けたいというような趣旨の答弁がありましたので、その状況についても併せて説明していただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） まず、状況について説明させていただきます。

6月の29日と30日に東京で行われた地域みらい留学合同説明会に参加しております。参加者は、霧多布高校2年生の女子生徒2名、校長先生、教務主任、教育委員会からは教育長の計5名が参加しております。東京での地域みらい留学合同説明会では、88校が参加し、来場者は、2日間で490組、1000名程度の人数で、霧多布高校のブースには25組が訪れています。

7月の20日と21日には大阪で行われた地域みらい留学合同説明会に参加しております。参加者は、霧多布高校の2年生の男子生徒2名、校長先生、教務主任、教育委員会からは教育長の計5名が参加しております。大阪での地域みらい留学合同説明会では、東京会場に比べると来場者数が半分程度とのことでした。

また、Zoomを使ったテーマ別学校説明会も行っています。これは、6校程度の学校がテーマに沿った学校説明を行い、興味のある生徒がZoomに入って説明を聞くというものです。霧多布高校においては、5月17日に「めずらしい・特長ある学科の高校」をテーマに参加しております。2回目の6月18日には「海の近くの高校」というテーマで、3回目の7月2日には「商業・ビジネス・情報系の高校」というテーマで、4回目の8月30日には「探究的な学びを推進する学校」というテーマ、5回目の9月26日には「普通科の学校」というテーマで、6回目の10月22日には「地域との交流が盛んな学校」というテーマで6回のテーマ別の学校説明会に参加しております。

8月24日土曜日に行われた体験入学会では、地域みらい留学合同説明会の影響もあると思えますが、大阪より生徒1名、保護者1名が体験入学会に参加されております。

推薦枠確保については北海道の手引を参照しながら進めておりますが、1名の推薦枠と考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 体験入学会には1名の方が来場され、初年度の手応えとしてはいいのかなと思います。

この取組は、単年度で終わるのではなく、継続することで結果につながるものではないのかなと思いますので、次年度以降の事業、取組についてのお考えがあれば、手短かに説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） 来年度以降の取組についてですが、東京で行われる地域みらい留学合同説明会に参加しようと考えております。また、テーマ別学校説明会にも参加したいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 次年度以降も継続して合同説明会なりに参加していくということでした。

たしか、今年度にはオンラインでの説明会も開催されたと思うのですがけれども、その点だけ再度お願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今質問のありましたオンラインにつきましては、次年度も引き続き進めていきたいと思っておりますし、やはり、参加者の満足度が一番あるのがオンラインの説明会で、個別に学校関係者といろいろな相談ができるものであり、ぜひ進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 最後になります。

今言った留学事業とも密接に関係してくるだろうと思われるのですがけれども、霧多布高校での総合学科の創設も考えていくという説明がありますよね。他の先進的な自治体の視察も含め、今年度に取り組むとのことでしたけれども、現時点での進捗状況を説明していただき、終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） 霧多布高等学校の総合学科創設について、現在の進捗状況と実現性についてお話いたします。

先進自治体の視察としまして北海道剣淵高等学校と北海道深川東高等学校の2校を視察し、教育内容や施設設備、人材確保など、多岐にわたる課題を整理しました。

まず、剣淵高校では、農業・生活科から総合学科へ転換し、介護福祉士の資格取得が可能な教育課程を整備しており、地域性を生かしたプログラムが展開されていましたが、教育施設面や総合学科に向けた許可申請に多大な労力を要する点が課題と感じました。

一方、深川東高校では、小規模な施設環境を活用し、総合学科ではないのですがけれども、農業分野や商業分野で地域連携を進める実例を学びました。温室や畑、調理室を用い、農

協と協働で米づくりや加工を行うなど、地域資源を生かした取組が参考となりました。

○議長（落合俊雄君） 以上で田甫哲朗議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前 11時47分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 通告書に沿って、質問させていただきます。

協力隊員の募集方法と関係団体との調整についてです。

11月20日に地域おこし協力隊の募集が町ホームページ上で広報されました。当町では3年ぶりの募集であり、委託型契約の8職種で11人の公募です。地域おこし協力隊の採用数その自治体の地域おこしに対するバロメーターとも言われております。地域活性化の切り札的存在になるであろう地域おこし協力隊員の増員で町長が目指す地方創生の形が実現化することに期待しています。

一方、関係部署間の調整不足感が否めず、来年度からの採用で、2か月間だけの公募期間となっておりますので、以下、ご質問させていただきます。

まず、町ホームページ以外での宣伝方法についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、11月20日に8職種の地域おこし協力隊について町のホームページで募集の掲載をさせていただいております。その後、8職種のうち、タウンプロモーション推進員という職種に興味を示された方から電話で問合せがありまして、担当である企画調整係の職員が対応しているという経過がございます。

町のホームページ以外の宣伝方法はというご質問でございますが、現在作業を進めておりますのはほっかいどう地域おこし協力隊ポータルサイトへの募集掲載であります。この北海道地域おこし協力隊ポータルサイトにつきましては、北海道庁の官民連携推進局地域おこし協力隊サポート推進室が運営しているものでありまして、現在、担当職員同士で掲載に向けて事務が進められており、間もなくアップされます。

そして、ほかに考えておりますのは、東京都にある認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのホームページへの掲載ですが、こちらは、ふるさと回帰支援センター内にあります北海道ふるさと移住定住推進センターのどさんこ交流テラスという組織がありまして、こちらの相談員との間で職員同士が掲載に向けて作業を進めております。

今回の募集につきましては、8職種ということで少し多いため、時間を要しておりますけれども、宣伝方法を増やしまして、地域おこし協力隊に興味がある方に目を留めていただく機会が増えるよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今答弁をいただきましたが、浜中町で初めての委託型の募集で、一気に8職種の11人ということでした。遅くまで職場の電気がついていたのは見ていましたが、担当された職員の方は調整に大変ご苦労されたのではないかと感じておりました。

なお、ホームページへの掲載以外にということで今ご答弁をいただいたのは一般的にJOINと呼ばれているページですか。道庁のという説明だったかと思うのですが、私が見ていた全国的な地域おこし協力隊の募集ページのJOINと一般的に呼ばれているものにはまだ掲載されていなかったの、今、調整中であり、これからかなということでした。

また、町ホームページへの掲載方法についてです。

トピックスのところへの掲載だと、日々、更新されるので、すぐに下にある項目名のところには載ってこないですね。今回は思い切った募集です。ただ、懸念するのは応募が増え過ぎて担当部署が混乱するのではないかと考えますし、それで徐々にというお考えなのかです。

ただ、今、ホームページでしか案内がないのであれば、協力隊員の募集というバナーをつくって見やすいようにする、あるいは、トピックスとして固定するかです。ほかの大切な広報もあるかと思うのですけれども、2か月の限られた町外への発信なので、掲載方法について別なアイデアがあればということでお伺いします。

それから、SNSでの発信についてです。

職種の中ではルパンに関係するものや観光協会関連のもの、あるいは、地域おこし協力隊独自のアカウントもあるかと思うのですけれども、協力隊の独自アカウントに関しては仲間の募集や現隊員である方の発信力もなかなかのものかと思っておりますので、そういったありとあらゆる使えるものを駆使し、2か月間、まずは思い切って宣伝していただきたいという思いがあります。

ホームページ以外では調整中ということでしたが、別バナーをつくることやトピックスの固定というお考えはありますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど私がご回答いたしましたほっかいどう地域おこし協力隊ポータルサイトとふるさと回帰支援センターのホームページはJOINとは別組織のものです。ただ、二つ目に言いましたふるさと回帰支援センターのホームページへの掲載が進みましたらJOINのほうにということも考えております。

JOINとのやり取りの中で、少し専用のソフトを経由し、募集をかける、要項を載せるということで手間がかかるものですから、スピードを持って募集できるような方法から順に作業を進めているという状況でございます。

また、町ホームページのトピックスへの掲載についてです。

議員がおっしゃるとおり、新着情報については先着順といいますか、アップしていくと順番が下がっていきます。しかし、募集をした後にバナーをつくらせていただきまして、今、バナーを設けています。

いずれにしても、議員のおっしゃるとおり、現隊員のSNSも活用しながら少しずつ募集の周知を図れるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） バナー掲載もしているのですね。確認不足で、すみませんでした。宣伝の方法については承知しました。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。

行政担当課以外の関係団体などとの打合せは事前にあったのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 行政担当課以外の関係団体との打合せというご質問についてです。

このたびの募集につきましては、議員のおっしゃるとおり、3年ぶりの募集となっており、本年度に入りまして地域おこし協力隊の活用が進んでいるまちと本町の違いをリサーチし、募集ができる体制づくり、また、募集によって来ていただく隊員をサポートできる仕組みをまず研究していくということに時間を要してしまっておりますが、次年度の当初から隊員が活動できるようにスケジュールを組みまして、第1弾として、このたび、4課、8職種、合計11人の募集となっております。

このたびの8職種につきましては、行政として、特に地域おこし協力隊の力を借りて活性化を図りたいと優先事項と考えた職種でありまして、この決定の際に、特段、団体等との打合せの上で募集をかけたものではございませんが、優先と捉えて決定した経過の中には、当然ながら、各部署がこれまで関係団体等とのやり取りの中で出された意見などを踏まえ、課題解決に向けて前進したいという思いがありますので、そういった理由が十分に入っているものと感じております。

今後は、町内の団体等から地域おこし協力隊の活用の要望が増えていくということも予想されますけれども、総務省が作成しております地域おこし協力隊の受入れに関する手引きというものがあり、この中には地域おこし協力隊が単に組織の人員補填の扱いになっていないかに注意することが重要だという記載がされております。こういったことから、どのような活動であれば隊員の地域協力活動として認められるのかをしっかりと整理していかなければいけないものと考えております。

実際、地域おこし協力隊の運用につきましては、制度の捉え方の範囲も広いものですから、採用する自治体間でも考え方に幅があるということはこれまでの他町村へのリサーチで感じているところがございますけれども、今後、情報収集を重ね、団体等が協力隊を活用する場合の仕組みについても研究してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 事前の関係団体との今回の募集に当たっての調整というよりも、今まで担当者の方と協議された内容が織り込まれているということで承知いたしました。

ただ、募集要項を見させていただくと、担当課からの要望が割と多いのかなと感じた職種もあったのです。また、今回のような委託型という募集に関し、もし自分の立場だったらと考えたとき、縛りがちょっと多いのかなと思ったのです。個人事業主で地域おこし協力隊に委託型で募集する方の立場になった場合、私なりにリサーチしたといいますか、そうした方に伺った場合、自分が個人事業主で、町とは委託契約することになるわけですよね。だから、自分の仕事が委託先で生かせるのかどうかだとの話をされる方もいました。自分の武器が生かせるのかということです。

その上で、今回の8職種です。例えば、ある方がこれにもこれにもこれにも該当するといいますか、興味があるけれども、自分はこれをやりたいというものがあるはずですよ。また、担当課が4課に分かれていますよね。そのとき、この日、協力隊員にはこれをお願いしたいという横の連携ができるのか、担当課が分かれていることで採用後に活動しにくくなることも考えられるのかなと思ったのですけれども、事前協議の中でそうした話はありませんでしたか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの募集に当たりましては、企画財政課が総括の部署として担当課と打合せをしながら、そして、副町長や町長とも話をしながら最終的に募集を決定しました。また、業務の内容についても部署間で協議し、決定しておりますので、そういった横のつながりの中でこういう募集要項で行こうと決めたということです。

なお、やり取りの中でこの業務は下げましようかという話し合いをしたといいますか、そうした横の連携の中で業務内容を決めたという過程を踏んでおります。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 初めての委託型で一気に11人ということです。それに、まずはやってみなければ分からないという部分も多いでしょう。調整にも大変ご苦労されたということも分かります。ですから、これに関しては今のご答弁で承知いたしました。

次に、関連して、応募の件数についてです。

選考に関しては、まず、書類選考し、その後に面談ということが記載されていたかと思うのですけれども、担当課だけで選考するのでしょうか。それとも、民間の産業団体の方や個人の事業者などに対し、こういった人から応募があると相談するということは考えとてございますか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の8職種につきましては、基本的には1次選考ということで、電話等での相談を受けた後に募集用紙を提出していただきます。それに付随し、それぞれの職種を指定する

作文的なものを書いていただいて、協力隊として応募したお気持ちを確認させていただきます。その後はウェブ等での面談ということも想定しておりまして、そういったことが進めば、最終的には、2次選考ということで、面接を行い、決定します。

現段階では、担当課の考えといたしますか、企画、立案しているのは担当課ですから、担当課がお願いする業務ができる方なのかどうかを判断することにしておりますけれども、2次選考については理事者も入り、決定するというプロセスを考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ウェブでの面談もあり、2次選考に理事者も入ることなのですね。

ただ、今質問したのは行政担当者以外です。合格の有無といたしますか、丸やバツをつけるということではなく、こういう人が来たという報告といたしますか、連絡といたしますか、どうでしょうかと民間の方にお伺いを立てるとということについて、現時点でお考えはありますか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全ての職種ではありませんけれども、例えば、関係団体との関係が強いと思われる職種についてはその団体にも相談しながら決定していくことを心がけたいと感じております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

雇用型での募集がないのはなぜでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの8職種につきましては、議員のおっしゃるとおり、全てが委託型での募集となっております。最終的には担当部署が判断したということになりますけれども、今回、それぞれの職種の隊員が業務に当たりやすい環境として、勤務時間や勤務場所に捉われない委託型を選択いたしました。

もちろん、協力隊員での活動を考えている方にとっては雇用型と委託型のどちらがよいかは異なると思います。そういったことから正解というものがあるわけではないと思っておりますけれども、このたび募集する業務の内容からしますと、本町に来る隊員の方が時間や場所に縛られないということで活動しやすい、また、自然に地域に溶け込めるのではないかという考えから決定したものです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 私も以前からこの質問をさせていただく中で委託型という雇用契約もあるということをお勉強し、提案させていただいた経緯から委託型を募集してくださいと何回か言ってきました。そして、委託型で11人の募集をしていただいたのに、雇用型はなんて大変失礼かなと思っております。

ただ、私なりにリサーチしたときに、新卒の方は、社会人経験がないけれども、協力隊員になりたいという方が実際にいたのです。去年、浜中に視察に来て、今年、私のところに1週間ぐらい滞在し、浜中をもっと深く知りたい、卒業後は地域おこし協力隊として来たいと考えているとのことでした。しかし、社会人の経験がなかったのです。

なお、一般的な委託型、雇成型のメリットやデメリットについてはホームページで、あるいは、体験談の中でも幾つか紹介があるのですが、その中に社会保険、健康保険の面のことがありました。例えば、ある程度の企業に勤めていた方が退社し、協力隊になる場合、雇成型のほうが社会保険料を抑えられるのです。さきに言った新卒の方の不安を取り除くといいますか、緩和するという意味で、来ていただいてからの面談の中で、その方に対し、委託だけではなくて、雇用のほうに切り替えられると言う考えはあるのか、それは可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの募集でどういった年齢の方が来るかが分からないということがあります。また、委託型にしたことついてですが、先ほど申しましたとおり、このような方に来てほしいということで各原課の意見を基に決定しました。

雇成型か委託型かについて正解というものは見えませんし、どのような方から連絡が来るかは分かりませんが、お願いする業務を遂行していただける方だと判断できれば、議員が言われるとおり、もし本人が雇成型のタイプを望むのであれば、柔軟な考えを持ちたいと思っておりますし、担当者間で共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 募集については、委託型に限らず、柔軟に対応していただくということで承知しました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

浜中ワーケーションステイのその後はについてです。

昨年12月に実施された浜中ワーケーションステイ事業において、町長は1月に開催された東京の報告会にも参加して事業発展の可能性を感じた上で、その後の議会答弁においても継続事業との考えをお示しになりました。ただ、今年度の当初予算には含まれておらず、補正予算でも計上されていません。なぜか、お伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

議員が言われましたとおり、昨年12月に実施されました浜中ワーケーションステイですが、首都圏を中心に15名の方が本町で5日間滞在し、ワーケーションを行っていただきました。

事業主体につきましては、議員がご承知のとおり、民間業者であります。

そして、私自身も、その翌年である今年の1月のワーケーションステイの報告会にも参

加させていただきます、その場面の中でも継続事業とするといった旨も発しましたし、今年の3月定例会の中でも議員からの質問に対しまして同様の回答を申し上げたところでございます。

ただ、町長といたしましては、継続事業といいましても、あくまでも実施主体は民間側でやってもらいたいという思いでございました。しかし、実際に提案された内容はそうではなかったというところで断念いたしました。そして、本当に浜中町に合ったやり方を自分たちで模索したいといった思いが強くなっております。

先ほど来、地域おこし協力隊の話もございましたが、拠点となる場所を霧多布市街に設け、そこから始まる可能性にかけたいなという思いがありましたので、当初予算もそうでしたけれども、補正予算にも組み込まなかったということでもあります。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） まず、去年の今時期に開催されたイベント、また、東京での報告会には私も参加させていただいて、町長の熱い思いを現地で確認し、その上で3月の議会の質問ということだったのです。そのご答弁を受け、なぜ上がってこないのか、ちょっと不満に思っていたところがありました。ただ、今、町長がお答えになった中で、今回、一気に11人の協力隊の募集、そして、拠点を市街に設けてということです。まさに空き店舗を利活用した人材誘致で、本当にワーケーションにつながるものかと理解しました。

私からは、ワーケーションの事業と協力隊のことについて何回か質問させていただいているのですが、それは私もUターンの身だからで、そして、漁業に携わり、観光業もやっている身だからですし、観光業の可能性をより強く感じているからなのです。それから、観光がワーケーションの入り口になるかなとも思っております。

ワーケーションで行ったこともない地域に何日間か滞在するのです。旅前情報でよっぽど気に入ったところであればそういうこともあるでしょうけれども、観光して気に入った景観、現地の人との出会い、それからワーケーションへ、要は数日の滞在になって、仕事をしながらとなるのかと思います。

ワーケーションというのは、ワークとバケーションの造語ですよ。今はコロナ禍があったおかげでといいますか、ノートパソコン一台があれば、電波のあるところで仕事ができる職種の方もいるわけです。テレワークが推奨されたことによって、ノマドワーカーといいますか、デジタルノマドの方が結構いるのかなと思います。そういう人たちが観光しながら仕事をする、仕事をしながら観光をするという誘致がすごく有効ではないかと考えたのです。

なぜワーケーションを強く推進するかです。例えば、去年、4泊された方々は、浜中に強い縁を感じた、人とつながった地域が好きだ、都会にないものがあるなど、いろいろとおっしゃっていて、個人事業主としていろいろな提案や事業もされましたし、こういう方々こそ地域おこし協力隊にふさわしいのではないかという思いがあるからなのです。

去年のワーケーション事業の現場を見て、また、その後の議会で町長が継続として考え

たいとおっしゃったわけです。形としてはちょっと変わってしまうけれども、去年に滞在した方々の提案が次に生きると考えての継続事業だという捉え方をしたいですし、町長にもそういうお考えがあるのではないかと察します。ただ、そうした思いがあったので、ワークショップに関して何度もしつこく質問させていただいております。

先ほどの町長のご答弁の中で、市街地を使ってとありました。協力隊の募集要項の中では一部記載があったのですけれども、それから数日がたっていますし、広報ということも兼ねて、拠点になるところと利用方法といますか、活動内容など、まとまっているものがあればお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

募集要項にも少し記載しておりますが、令和7年度からの地域おこし協力隊の拠点ということで、霧多布市街の旧栗本商店で、ビックリッキーという酒屋があったところですが、あそこのスペースを借りられるように、今の所有者の方とお話をさせていただいております。現在、旅館自体はワークマンハウス浜中店となっておりますけれども、ワークマンハウスを運営している業者の方と話を進めております。事務所のスペースだけでいいですと40.6坪ということで、10人以上でも十分に活動できるような拠点となると考えておりました。新年度に必要な改修を加え、活動拠点とすることを考えております。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

次に、3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 通告に従いまして、ご質問いたします。

今回は、子育て環境の課題に対する解決に向けた具体的な取組について、順次、質問させていただきます。

まず、9月定例議会において第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた動きと適切な課題認識について質問をさせていただきました。その際、町長より町長と子育て世帯の直接の懇談の場を設けるという答弁をいただき、実際に10月30日に町長とパパ・ママ子育て座談会と称し、茶内、霧多布の2か所で懇談の場を設けていただいた次第です。この座談会にはそれぞれの会場に保護者の皆様が参加していただき、多くの声を上げていただいたことを私も把握しております。

今回は、この座談会で上げられた意見と前回に引き続き第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の際に上げられた意見などを併せ、その中でも早急に改善が図られるべきと考えられるもの、また、政策反映に向けた行政の動きや考えについてご質問いたします。

まず、浜中町立保育所の運営についてご質問いたします。

座談会の中でも多くの割合を占めていた事項となります。

このまちには未就学児が過ごす場として幼稚園という施設がなく、移住者である私はまずそこに驚いた、不足を感じたというのが率直な感想でありました。保育サービスの充実

についてという点は総合計画にも明記がされているかと思います。質問に上げさせていただいている項目に関しては、座談会に参加してくださった方はもちろん、お一人お一人が周囲からお聞きになったこと、また、共感の意見としてご提示してくださったことに相違ありませんので、行政の前向きな改善姿勢が必須と考えております。

質問に進ませさせていただきますが、まず、保育所の受入れについて3点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、お盆時期の託児受入れについてです。

園では各家庭に保育の必要について集計を取っていると確認いたしました。目的としては、給食の調整と保育士の配置などの割り振りという旨が保護者向けの周知文に記載があり、また、お休みをしていただくことを強制するものではありませんという記載もありますが、実態としては期間中の協力要請だと捉えている保護者の方が多いです。実際の声として、当該のある期間、託児を希望した園児が少人数だったため、託児を遠慮してほしいと保育士から声かけがあったとお話しされていた保護者の方もいらっしゃいます。

ここで言う期間ですけれども、今年の場合ですと8月10日土曜日から8月17日土曜日です。ここに関しては暦の休日にも当たらないので、条例上、常設保育所も僻地保育所も休所日には該当しておらず、よって、公務員は通常の勤務日となりますし、土曜日以外の平日に関しては通常の保育受入れが可能な日と私は解釈いたしました。

帰省が多くなる時期ですので、給食のロス対策の必要性は理解する一方、通常どおりの保育受入れを実施できないため、こういった集計を実施していらっしゃるかと推察いたしますが、その現状についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お盆時期の託児受入れについてお答えいたします。

昔は、お盆時期の町内の保育所は全てお休みだったそうです。しかし、その後、お盆時期の開所を求める声がありまして、常設保育所では開設することとしたそうです。

お盆時期の子どもたちの保育についてですけれども、以前、給食の残食があまりにも多く、ちょっと問題になったことがあります。その対策として、お盆時期、ゴールデンウィークやお正月休みなど、子どもたちが長期のお休みを取りやすい時期にお休みされるかどうか、集計を取ることとしています。また、お子さんの大まかな数を把握できるようになりましたので、保育士のシフト編成についても参考とさせていただいています。それ以降、給食の残食は減りましたし、保育士も計画的に休暇を取らせることができるようになっております。

アンケートは、当然、休んでもらうことを前提してのものではありません。先ほど議員がおっしゃられましたとおり、注意書きでもこのお知らせはお休みしていただくことを強制するものではありませんとしっかりと明記しております。お仕事を休む予定がない方、保育の必要性があるお子さんについてはきちんとお預かりしています。

ただ、保育現場に確認しますと、クラスに1人や2人しか出席予定のお子さんがいなか

ったとき、お友達もみんなお休みでかわいそうなので、お休みは難しいですかと聞いたことがあるとのことでした。もしかしたらこれが誤解につながったのかもしれませんが、お休みを強制するものでは決してありません。お仕事などで保育が必要な場合はお預かりしますので、お申出をいただいて全然構わないです。

また、そういった誤解がされないよう、説明についてもしっかりと行うよう、現場保育士にもきちんと伝えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 2点目に移ります。

きょうだいで児童クラブと保育所をそれぞれ利用している場合の送迎ルールについてご質問いたします。

座談会で困惑の声があり、私自身も初めて知った内容だったのですけれども、確認したところ、今年4月に発行された霧多布保育所の園だよりに保育所のお迎えに来てから児童クラブのお迎えに行ってくださいという記載がありました。送迎の順番も含め、帰り道のルートを保護者に統一させるという行動制限につながるような指示を行政が強いるべきではないと私は考えますが、送迎順を保護者に依頼するに至った経緯や意図についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 児童クラブと保育所の両方にお子さんがいらっしゃる場合、保育所現場では保育所から先にお迎えに来てくださいとお話ししています。児童クラブ発足当時から取決めのようなものがあると聞いていたのですけれども、書類を遡って探してみても見つけることができませんでした。ですから、暗黙のルールなのかなと思っております。それを園だよりに書いてしまったのかなと思うのですけれども、そうなった理由を保育士に聞いてみました。そうすると、児童クラブと保育所のどちらにもお子さんがいた場合、お迎えが遅いと年齢の小さい子のほうがかわいそうだということでした。しかし、最近になって、児童クラブにお迎えに行ったとき、小さいお子さんを車に残して迎えに行っている間に子どもが車を降りてしまったという話も聞こえてきましたし、近年、バスへの園児の置き去り事故などもございました。

保育所としましては、どちらを先にお迎えに来ていただいてもいいですし、保護者の皆さんが安全にお迎えできる順番で来ていただければと思います。利用されている方には、この考えを保育所の園だより、または、安心安全メールでお知らせしようかなと考えています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 3点目に移りたいと思います。

午睡中の送迎の可否についてです。

午睡とはいわゆるお昼寝のことで、保護者都合によるお迎えの時間に制限があるのかという趣旨になります。

事例としては、通院の際など、病院の診察まではなるべく保護者も就労時間を確保したいといったとき、保育所に園児の早退を申し出たときに、お昼寝の最中の早退は遠慮してほしいというふうに言われたということです。そうすると、お昼寝が始まる前か、お昼寝が終了してからの対応になるので、12時半前か14時半以降という二、三時間の時間差ができてしまいます。

種々の状況が想定されるのですけれども、午睡中の送迎については可能かどうか、お答えをお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育現場では、ほかのお子さんを起こしてしまう、また、寝起きで帰らせるのは子どもがかわいそうなどの理由でなるべく午睡中ではない時間のお迎えをお願いしているところですが、ただ、やはり、それも強制ではありませんので、ご希望の時間のお帰りに対応しているところですし、保育現場ともしっかりと相談し、より柔軟な対応を取らせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 3点質問させていただいたのですけれども、この3点をあえて抽出といたしますか、これは座談会で出ていた話題だと思いましたが、保護者の声として提示させていただきました。

これら利用のしやすさという点に関し、私はどうしても欠いている姿勢だと感じております。保護者が託児を求めているのであれば、保育所の運営体制が就労の妨げになってはならないと考えます。保育の受入れについて質問させていただいたのですけれども、園生活、その後には園外のことについても質問させていただいたのですけれども、園生活において上げられた声もありましたので、次の質問以降でも利用のしやすさという点に目を向けていただき、ご回答をいただければと思います。

2点目に移ります。

保育生活についてです。

まず、1点目として、コロナ禍の後の保育生活、行事への制限について質問いたします。

保育所内の行事にまだ新型コロナウイルス感染症を懸念した動きがあり、保護者の観覧などに制限がかけられている状態があるという声を耳にしました。例えば、幼年消防クラブの保護者の観覧がなしでした。入会式のことですが、これが霧多布の今年の措置だったかと思います。また、お誕生会の保護者の見学が未再開だと茶内の方からお伺いしております。

先に挙げた霧多布消防団の幼年消防クラブの入会式の観覧なしという措置について、その経緯を確認したとき、園側としては父母会で決定したと捉えられている部分があると思うのですけれども、保護者側としては、保育士が感染したら保育に影響が出てしまう、保育ができなくなるという説明があったので、観覧禁止をのむしかなかったというような印象を持っていらっしゃる保護者様もいらっしゃいます。また、過去には茶内保育所で発表

会の観覧中止という措置もあったかと思うのですけれども、きちんと納得されているかという、まだ納得されていない保護者の方も多いと思います。

コロナの5類移行後は社会情勢的にも観覧制限の根拠にはならないと考えますし、町内行事、また、学校を含め、学校行事はほとんど元どおりになっています。また、マスクの着用についても今は個人の判断で実施することとなっていると思います。

そこでまず、制限についての保育所の意図、また、今後の行事についてどのようにお考えになっているか、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お答えします。

霧多布保育所の父母会の役員会だったと思いますが、過去に保育士に感染拡大したら保育そのものに影響があるという話を私からさせてもらったことがあります。また、幼年消防クラブの入会式のことについてですけれども、当時、コロナではなく、ほかの感染症が流行しており、保育所としても注意、警戒していたところです。それから、その後すぐの行事として運動会を控えていたため、幼年消防クラブの施設内での入会式は必要最小限の人数でさせていただきまして、その代わりに、消防にお願いし、救急車と消防車を保育所園庭に持ってきていただき、その前で集合写真を撮ったほか、保護者の方々と自由に撮影ができる場を設けることで納得していただいたはずでした。

当然、コロナが5類になってからは制限緩和されておりますし、行事等につきましては保育所でも緩和していったところではあります。

コロナ禍の制限がきつかった頃、保育所では結構ぴりぴりするぐらいの対策をしていました。その頃のイメージがまだ払拭できていないのかなというところもあるかもしれません。ただ、そのときの対応はやはり間違っているとは思いませんし、しっかりと対策をしたからこそ、大きな感染拡大を招かず、数回の保育所閉鎖、学級閉鎖で済んだものと考えております。

今は、コロナ前と同様に、保護者の皆さんが行事への観覧ができる場面は戻しています。ただ、コロナ禍で工夫した運動会や学芸会のクラスごとの実施による保護者入替え制などは保護者の方々からも集中して見ることができてうれしいなどの声もいただいておりますので、そういったものを取り入れながら、場合によってはニーズ調査なども行いながら改善していけたらなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 2点目の質問に移らせていただきます。

午睡の必要性和就学前の保小連携についてです。

先ほども出ましたお昼寝の必要性についてですけれども、お昼寝については、ほかの自治体の保育施設でも、昨今、必要性について議論されたり廃止されたりする動きが出てきています。特に、年長の子に関しては1日のサイクルの中で日中に2時間寝ることを必要としないお子さんもいらっしゃるかと思いますし、眠ることができず、1時間前後、布団

の中で何もせずに過ごす園児もいるというふうに保護者から聞いております。

また、春休みを挟むといえども、入学した途端に寝ない生活に一転します。一概にお昼寝をなくしてほしいという意図ではないのですけれども、まずは、特に年長の園児のお昼寝について、一斉に指導するということが小学校生活につなげる動きとして適切なのかどうか、これについて協議をすることが可能かという点についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 午睡の必要性についてお答えをさせていただきます。

午睡は子どもたちの心身の健康を保つためにやはり必要とされています。保育所の子どもたちは、0・1歳児クラスはお部屋で、2歳以上はプレイルームでまとまって午睡を取っています。保育士は、その間、全体で二つに分け、2交代制で子どもたちの近くに座って背中をとんとんするほか、きちんと眠れているか、危険な寝方をしていないかなどをしっかりと見守っています。

しかし、保育所では午睡があって、小学校に上がると午睡がないことから、小学校に入学したての卒園児に下校途中で話を聞きますと、学校は楽しいけれども、お昼寝がないから疲れるのだよねといった声も何度か聞いたことがあります。

次に、年長児の午睡を短くしたりなくしたりすることができるかどうかについてです。

実は、二、三十年前に町内の保育所でもテスト的に実施してみたことがあったと聞きました。しかし、起きている子どもに対応する人数の確保が難しいこと、寝ている子どもたちの休息を妨げないで過ごせる場所の確保、職員間の連携、引継ぎ、打合せの時間が取れないことなど、人的なもの、物理的なものが担保できず、午睡の短縮はしないことになったそうです。

施設的な問題も大きく、起きている子どもと寝ている子どものすみ分けが現在の施設では難しいことから、今後の課題として研究させていただきたいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今の点について、再質問といいますか、再確認になります。

まず、所長がおっしゃいますように、午睡の短縮を検討する際、保育士の配置が一番のネックになるかと思うのですが、保育所保育指針に立ち返ったとき、午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから一律とならないよう配慮することというような記載があります。

また、言葉として挙げた保小連携です。子ども・子育て支援事業計画には入学後の生活への適応支援、学習指導や生活指導で共通理解を図る旨、また、総合計画にも保育所及び小・中・高等学校の校種間連携による子ども同士や職員間の積極的な交流などといった点について明記されております。このことから考えると、幼児教育施設がないこのまちでは、現状において、保育所がその一端を担う責務が発生しているのではないかなと考えております。

研究していただけるというようなお言葉をいただいたのですけれども、研究ではなく、改善や協議のテーブルに上げる、各保育所の園長間や原課、また、実際に子どもを通わせている保護者と協議を進めていく段階なのではないかなと考えます。いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） この通告書をいただいてから、園長が2人いるのですけれども、その2人と話をさせていただきました。昔はやっていただけでも、できなくなった経緯、そして、今、実際にやるとしたらどういうものがネックになってくるなど、いろいろと聞かせていただきました。

やはり、施設的な問題が大きく、片や起きていると寝ている子がどうしても起きてしまうということもあり、なかなかすみ分けが難しいとのことでした。では、施設的な問題が解決されれば何とかなるのかということも聞いたのですけれども、子どもが起きたとしても休んでもらっており、やっぱり休息は大事だよねということになりました。

ほかにも考えなければならないことがきっとあると思います。何とかする方向で考えたいなと思うのですけれども、そのハードルが一定数あるのは確かです。確実にできるとは断言できませんが、これからも協議していきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移らせていただきます。

保育制度についてです。

まず、現状の待機児童についてです。

現在、保育所に入所を希望しているにもかかわらず、入所ができていない児童です。定義上は該当せずとも、このまちでも待機児童が実質的には発生している現状があると考えていますが、その実態についてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議員のおっしゃいますとおり、待機児童の定義がありまして、保育所の利用申込みが完了し、保育認定を受けているにもかかわらず、入所に至らない未就学児のことを指します。

当町では、ご相談があったとき、入所について難しい場合はそこでお答えしてしまうので、定義上は、待機児童ではなく、入所のご相談ということになりますが、ご相談を受けた段階でお断りするケースが数件ございます。

今年度につきましては霧多布で3件のご相談がありましたが、0歳児の途中入所の相談でした。

令和5年度は、茶内1件、散布1件、姉別2件の合計4件、4年度は、霧多布1件、茶内3件、浜中3件の計7件、3年度は、霧多布3件、茶内3件、散布2件の計8件でした。

常設保育所では0歳児から1歳児の入所相談が多く、僻地保育所では2歳半到達時点から入ることとなっておりますので、その入所の相談が主なものです。

突然の途中入所はなかなか難しい問題がございます。保育士の配置により見られる子ども

もの数が決まっていますし、マン・ツー・マンで配置が必要になる場合もございます。ですから、途中入所でのご相談の際は、新年度までに入所を待ってもらうなど、なかなかいいお返事ができないこともあります。

その上で対策についてです。

令和7年度の入所募集がもうすぐ始まるのですけれども、今までは4月から入る新年度の入所児童の募集で人員的にいっぱいだったのですけれども、来年度は途中入所を考えているご家庭にもこの段階でご相談をいただけるよう、入所募集のチラシに掲載しまして、入所される予定のお子さんも考慮に入れ、計画を立てて人員配置を行ってみようと考えています。

それでも、これから妊娠をされる方や出産後に働こうとする方もいらっしゃると思います。100%可能とは断言できませんが、今できることを最大限考えていきたいと思いますので、なるべく途中入所に対応できるよう、研究させてください。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今の質問に関連してといいますか、いわゆる待機児童を発生させてしまっている要因として挙げさせていただいたのが二つ目の項目になりまして、育児休業と第1子未満児預かり時の退所条件についてご質問いたします。

現在の制度ですと、第1子未満児の家庭では、上の子が未満児の際に入所していたときに次の子を妊娠したとき、お母さん方は産休や育休を取得すると思うのですけれども、産後8週を経過したときに上の子を退所にするというようなことが発生しています。そうになると、2人とも保育所には行けないという状況になってしまうのですけれども、まず、この現状と改善についてご検討されている旨がありましたらご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お答えします。

労働者が出産する場合、産前6週間と産後8週間は労働基準法の母性保護規定に基づいて出産した女性が働くことができない期間と定められており、出産後の母親には産後ケアが必要で、母体を守る必要があるとされています。

保育所では、出産予定日の産前8週間、出産日から産後8週間に当たる日の月末まで、妊娠、出産を保育が必要とする理由に該当するとして申込みのあったお子さんをお預かりしています。

平成27年に内閣府が示した子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする理由の中に、今まであった就労、妊娠、出産、保護者の疾病、障がい、同居または長期入院等をしている親族の介護、看護のほか、新たに、求職活動、就学、虐待、DVのおそれがあること、さらに、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることという項目が増やされたところであり、浜中町でもそれに準じた認定基準を定めています。

しかし、保育所というのは保育が必要と判断された子どもしか利用ができないのが前提

であり、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることという項目があるものの、育休中は保護者が家庭にいるのだから保育の必要性は乏しいというのが今までの基本的な考え方で、継続利用が必要な理由とはなりません。

なお、今後、育児介護休業法の改正などもある中で保育所のニーズも多様化するため、育児休暇の取得中ということが保育を必要とする理由として、育児休業中でも上のお子さんを継続してお預かりできるようにすることを考えています。産後に育児休業中の継続入所を実施している自治体が既にありますので、そちらを参考にさせていただきながら、年度内でも実行できるよう、現場と検討したいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 年度内に制度設計を検討していただけるということでした。この点が次の質問に続くのですけれども、1次産業に従事する保護者が抱える課題についてです。

ここでも待機児童という文言を上げさせていただいています。雇用されている保護者の方に関しては証明などもいただきやすいのかなと思いますし、先ほどの待機児童の概要でもある程度の人数については把握できました。ただ、1次産業の方も制度設計の対象といえますか、利用しやすいような手だてになるのか、ご回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 今考えているのは、既に就労されていて、就労証明書を企業から出していただいている方は育児休業中というところにチェックを入れていただくと、それが理由になるのかなと思います。

また、1次産業の方をはじめ、自営業の方は就労証明書を民生委員に証明していただくこととなります。これは入所の際に出されますし、その後、出産されていることは母子手帳等でも確認できます。ですから、そのまま継続利用ができるのではないかなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次に、昆布休漁中の延長保育の可否についての2点目に移ります。

まず、この質問をさせていただく前に、実際に座談会に来てくださった保護者の方で、そして、以前からも懸念しているところで、新規就農の方や研修牧場で働いている世帯のお子さんの入所はかなり手間取っているといえますか、困惑されている現状があります。

研修牧場などに関しても、小さな子ども用のスペースはあるのですけれども、もちろん保育施設ではないので、大人の見守りが常時ついている状態ではないのです。1次産業の方が抱える課題はただ子育てに困っているというような楽観的なものではないと私は捉えていますし、子どもが放置されてしまう環境を保護者は発生させたくないと思っています。

そういうことを避けなければならないと思うのですけれども、新規就農の方、移住者の方、研修牧場に来た方の中には、周りに浜中町で酪農したいという知り合いがいても、子どもを抱えていたらお勧めできないという率直なご意見が出されている方もおりますし、

先日の座談会でもそうお話ししてくださった方がいらっしゃったと思います。

子育て環境、託児を中心に今回は質問しているのですけれども、私は、親の労働環境の確保が最優先事項ではなく、やはり主体は子どもだと思っていますし、安全な環境で子どもが乳幼児期を過ごせる環境がないということが本当に子どもにとってどれほど影響があるものかという点について危惧しています。

小さな子どもを自分の就労理由に預けるということを何とも思っていない親はいないと思っていますし、瑣末なことかもしれないのですけれども、度々回答中にあったかわいそうという表現も主観的ですし、適切ではないのではないかなと思っていますので、できれば避けていただきたいです。

この点から、引き続き、酪農業や昆布漁など、1次産業の方の事例について、簡単にはありますが、説明させていただきました。具体的に声として上がってきたのが昆布の休漁日の延長保育の可否についてです。延長保育という言葉だったのですけれども、これは、延長ではなく、15時45分以降の居残りのことをここでは指します。休漁の日は居残り保育の利用を控えるよう促されるというものも暗黙のルールのようなという感触を保護者の方は持っていらっしゃいました。1次産業の仕事のとき、浅場は居残り不可な業務内容で、出漁は居残りが可能でという明確なルールを設けるとしたとき、かなり細分化したものでなければ不可能に近いのではないかなと思っています。

搾乳に関してもこのぐらいの時間に終わるだろうというようなことではなく、それも各家庭の事業内容によって不明瞭な部分だと思うので、一家総出で1次産業を担ってくださっている子育て世帯にとって、この姿勢というのは事業の継続性からしても問題があるのではないかと考えています。

現状、この件に対してどのように保育所が対応、周知されているのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 昆布休漁日の居残り保育の可否についてです。

常設保育所では、スケジュールの都合上、通常、8時30分から15時45分までお預かりしています。そして、15時45分以降は、議員がおっしゃいますとおり、居残り保育と呼んでいます。

保育所条例施行規則では、7時30分から18時半までの間で保護者が必要とする時間は保育所を利用できるということになっておりますので、ご相談をいただければ対応可能だと思っています。

昆布休漁日に居残り保育が使えないということですが、居残り保育は状況に応じて対応させていただいているところです。昆布休漁日だからこそ仕事があるということもありますので、新年度に向けて、そういった場合には利用できるよう、保育現場と協議します。必要に応じてご利用をいただけるよう、どうか保育所にご相談をいただければと思っています。

なお、酪農業の方々についてですが、今、お迎えの時間は結構まちまちで、自分のところの仕事が終わった時間にお迎えに来ていただいているところです。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移らせていただきます。

保育施設についての質問です。

まず、霧多布保育所の園庭の使用制限についてです。

私が実施したアンケートでも意見として上がっておりましてし、座談会でも上がっていたかと思えます。霧多布保育所の園庭は、以前、一度帰宅した子どもなどのいわゆる放課後の時間の遊びに利用していたものと考えますが、現在は利用禁止になっております。

その利用禁止に至る経緯、今後の開放、再開について、お考えをお示してください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

霧多布保育所の園庭の使用制限についてお答えいたします。

保育所では、安全のため、保育士の見守りの下、子どもたちは一定のルールを守って園庭や遊具を使っています。

園庭の使用制限を行った経緯としましては、保育所に通うお子さんですが、土曜日にお母さんと一緒にストライダーというペダルやブレーキのついていない自転車で園庭の築山を登って一気に駆け降りてくるという遊びをされているところを保育士が見まして、危険なと芝が傷むので、すみませんが、やめてくださいというお話をしました。しかし、次の日の日曜日に、今度はお父さんと一緒にストライダーで遊びに来て、ジャングルジムに突っ込んでけがをされたことがありました。

ほかには、園庭の柵を乗り越えていく小学生もいました。しかし、保育所の柵がさびて傷んでいるので、けがにもなりかねないと思っています。

また、遊具のうち、3段の鉄棒ですけれども、遊具点検で引っかかりまして、危険なので、使用禁止にしているものもあります。

それから、水道を出しっ放しにされちゃったり、砂場の木枠を壊されたりといったことも続きまして、やむを得ず使用禁止にしたところなんです。こうして悩んで決定したことではあるのですけれども、あくまでも自己責任という中で開放できるかどうかを検討してみたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） この点ですが、父母会としても、放課後時間や保育所が休みの土日に子どもが遊べるようにということで整備してくださっている経緯もあります。

計画に立ち返ったとき、総合計画でも、子どもの居場所の確保、親の憩いの場の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め、検討しますと明記されています。また、子ども・子育て支援事業計画では、学校施設、主に校庭を在学する児童の健全な遊び場として利用し、放課後の児童の安全な遊び場を確保しますといった記載もあります。

やはり、子どもの居場所、親の憩いの場という点から、保育所の園庭が該当しているの

ではないか、これは、条例上ではなく、町民の利用の仕方やそうした実態が発生しているということからも明らかな状況だと私は思います。また、現状の園庭の利用禁止という措置が既存施設を利用した子どもの居場所を推進するというまちの姿勢と矛盾している点なのではないかなと思います。

かつ、今回の一件で、当事者のご家庭は、自身の家庭のせいで皆さんの利用も禁止になってしまったと本当に責任感を感じていらっしゃると思いますし、それをその家庭に背負わせてしまうというのもとても酷だなと思います。それに、保護者側も、園庭でのけがについて、行政に責任を転嫁するような意識は持たないように遊ばすし、乗り物の乗り入れやボールの利用など、一定のルール整備は確かに必要だと思うのですが、僻地も含め、来春頃までには園庭開放を目指していただきたいなと思います。

時間が迫っているので、次に移らせていただきます。

今後の保育課題の把握についてですが、9月定例会で質問した年度ごとに実施するアンケートについて、今の実施の時期や方法など、進捗についてお答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の自由記載欄、また、今回の町長とパパ・ママ子育て座談会の内容などもしっかりと踏まえ、ちゃんと精査させていただいた中で設問の設定を行い、アンケートの集計方法につきましても関係各課と協議を重ねてからの実施としたいと考えております。

年度内にまずは1度実施して、次年度以降も実施する方向で検討しています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ここで、これまでの質問に対する統括的な再質問をいたします。

多くの項目で人材不足や保育士不足という共通ワードが浮上していたと思うのです。保育施設には、当然、保育士の配置基準があるでしょうし、障がいをお持ちのお子さん、手厚いケアが必要なお子さんの保育に関しても加配水準があるかと思えます。

その点から、直近5年分の園児数と職員数について、数字を事前に確認させていただいたのですが、例えば、令和3年度の霧多布保育所は、園児62名に対し、職員の有資格者が10名、助手が3名という配置です。しかし、今年度は、園児34名に対し、有資格者が15名となっているかと思えます。

現場のことを私は見えていませんが、相当量の業務が発生していると思います。でも、配置基準と照らし合わせたとき、不足があるとはあまり感じられない数字だったのですが、それでも人材不足に直面する現状がある、あるいは、思うような業務の進め方ができていないと捉えると、実際問題として保育士が今の数字でも不足しているのか、あるいは、不足はないけれども、現場でうまく循環できない何かがあるか、このどちらかであると解釈せざるを得ないですし、今まで質問したことは人材不足が要因なのであれば緊急度の相当高い課題だと考えます。

例えば、本当に緊急度が高ければ、職員を募集する以外の手だてもこれからはもっと積極的に考えていく必要があると思っています。民間の活用を考える、地域おこし協力隊を取り入れる、さらには、先進地の視察について保育士自身が行う必要もあると思います。

まず、子育て環境、保育所の運営改善という点に対する行政の緊急度の認識や解決へのスピード感についてどういった構想を持っていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 保育士の配置の関係にお答えします。

保育士の配置については、議員のご指摘のとおり、配置基準が決まっております、それに基づいて配置をしております。年度当初に受入れをする児童数が決定しますので、それに応じて保育士を配置しており、年度当初においては過不足なく配置できているという認識を持っております。ただ、年度途中に入所され、それに応じて保育士が必要になるといった場合は追加で人材を確保する必要が出てきて、現場ではその際に苦慮している面があるということは否めないと思っております。

ただ、浜中町といたしましては、子育て環境を充実させていきたいということがございますので、保育士の採用も含め、長期的視点に立って対応していきたいと考えております。短期的なこと、長期的なことも含め、いろいろと検討しながら、適切な人員の配置を進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） では、次の大きな2点目に移ります。

子育て支援センターについてです。

子育て支援センターの3か月未満の乳児の利用制限についてです。

支援センターの0歳児の利用についてはリーフレットに3か月以上という表記があります。これによって、上の子を遊ばせたくても、3か月以上になっていない子がいるので、利用ができなかったというような声がありました。

リーフレットに3か月未満のお子様のご利用についてお気軽にご相談くださいという記載もあるのですが、利用渋りに至らないよう、例えば、3か月を目安としているけれども、利用は可能など、保護者が利用しやすいと思える表記への変更を検討できないでしょうか、ご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 子育て支援センターでは、3か月未満のお子さんは首も座っていないことが多いことから、3か月からの利用をお願いしているところです。しかし、支援センターは子育て相談の窓口でもありますから、約束事をご説明した上で利用していただくこととしています。

約束事としましては、自分のお子さんはほかのお母さんに任せるのではなく、自分でしっかりと見守りをするだけです。3か月以上の子は職員やほかのお母さんに少しの間は見てもらったりすることもあるので、小さい子ほど危険は多くなります。ま

た、ほかの子どももいる中で遊ぶので、ぶつかったり、たたいたり、ひっかいたり、けがなどのリスクもあります。そういった説明をさせていただいた上でご理解をいただければ3か月未満の子も利用できます。

直近では、4月にお問合せがありまして、生後2か月のお子さんのご利用がありました。上の子がいても2番目であっても、また、初めてのお子さんであっても、子育てについて悩んでいることがあれば受け入れる場所が子育て支援センターだと思っているので、問合せがあった場合にはしっかりと対応しています。

パンフレットに3か月未満のお子さんの利用についてもお気軽にご相談くださいと記載があるのですけれども、事前にご相談をいただければ、最適な日時などもご案内できます。3か月未満もオーケーですよとはあえてうたわず、問合せがあったとき、そのお子さんの状況などに合わせて、また、しっかりと説明させていただいてからの対応としたいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移らせていただきます。

浜中診療所についての質問です。

3月の定例会で小児受診体制について質問した際、3歳児以降、日中の受診は主訴によって基本的に断ることはないというような回答をいただきましたが、その後、受付の電話窓口で断られてしまったという声が数件寄せられました。

3月の回答も踏まえた上で、小児受診の受入れ体制について、どのようになっているのか、現状について再度ご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

小児の受診受付や電話の問合せの際では初めに年齢を確認しています。風邪など、体調不良の場合、3歳以上の小児は通常どおりに受付や診察を行います。3歳未満の小児は専門医がいる病院を受診するようにお願いしています。また、未満児も含め、傷病などの場合は、受付事務はその業務を看護師に引き継いでおります。医師の判断で処置可能であれば診察し、ほかの病院を勧める場合はその内容を看護師が親に伝えるという体制を現在は取っております。

ちなみに、風邪症状など、未満児の診察を専門医にとお願いしている理由は、先ほど議員がおっしゃったように、3月議会の一般質問で回答させていただきましたとおりで、様態急変の確率が高い未満児は、日中に小児科を受診することで、夜間などに症状に変化が起きた場合でもその病院に問合せができることや再度の診察が可能になるといったメリットがあるからです。

診療所では、夜間などの対応ができず、小児科の受診を勧めているのは診療所の医師の判断であることにご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 子育て環境に関し、保育所、診療所、子育て支援センターについて、種々の質問をさせていただいたのですけれども、最後に、全般の改善に向けた行政の考えについてお伺いしたいと思います。

まず、項目として上げたのは、親の就労にかかわらず子どもが豊かに過ごすことができる制度設計について、そして、子どもを含めた町民の居場所づくりについてです。

このワードは、アンケートでも座談会の際もそうですし、日頃からよく出ているといたしますか、町民の方にとっては必要があると感じているものだと思います。認定こども園、児童館、多世代交流施設、送迎手段の不便さといったワードになります。

現状の課題としては、例えば、どちらかが就労していない親の子どもは3歳以降の保育所入所になるので、緊急の預け先が一時預かりしかありません。また、先ほど述べたように、教育施設というような区分けがないので、就労がどうしても子どもの居場所に影響してしまいます。さらに、児童クラブに関してもそうで、小学生になり、児童クラブに入ると、児童クラブに入所している子とそうではない子が遊ぶことができる場所が限られてしまうという実態があります。

児童館というのは、基本的には子どもが自由に行き来できる施設なので、登録の有無にかかわらず、施設内は自由に遊べる場所となるはずですが、ここに自分の足で遊びに行くことができるという点も重要な視点になると思います。遊び場、居場所以外にも、習い事や夜の集まり、少年団活動が発生した際、このまちの構造上、子どもの足で行ける距離ではないということも大きなデメリットとなっています。

述べているように、幼稚園や児童館という選択肢がまずないのですが、このまちでなければ教育を選択できた、そういう捉えで町民がずっといるまちでよいのかと考えています。

現状の制度の中で最大限子どもたちが利益を得られるような環境整備を進めなければ、他町村と比較したときに劣っているというような印象を町民は、特に移住者の皆さんは感じると思いますし、結局、それが子育て環境が悪いという評価につながってしまうのです。そして、それでこのまちを後にしてしまう実態があるのもその結果が招いているのではないかと考えています。

現状の出生数、今の子ども数を見てもとても減っているわけで、これをどうにかしなければならぬと考えています。先ほども述べましたとおり、総合計画には子どもの居場所としての既存施設の利活用ということがありますが、そこに行政がどう着手しているのか、具体的にこんなふうに着手していると町民が思えるような政策や事業の展開が必要になるかと思っています。

これらの声について、統括的な改善に向けて、町としては、スピード感も含め、どのように考えているのか、ご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、親の就労にかかわらず子どもが自由に過ごせる町独自の制度設計ということにつ

いてです。

ニーズ調査、それから、座談会でも出されましたとおり、自由に集まり遊べる場所といったことで認定こども園や児童館に行き着くのでありますけれども、座談会の場でも回答いたしましたし、これまでの議会の場でも答弁させていただきましたように、幼稚園教諭や指導員の不足といったことがありますし、その確保に向けては本当に苦慮しているところです。また、施設の基準についてもクリアをしなければならないものが多々あり、現段階では難しいというような考えを持っております。

まず、議員が言われたとおり、今ある茶内、霧多布の常設保育所、そして、児童クラブといった既存の施設での利用基準などを皆さんのニーズに合ったものに近づけていけるような改善を図っていくということを最優先に考えているところでございます。

また、改善を図った後、これは新年度以降になるわけでありましてけれども、時期を見まして保護者の声を直接聞ける場面をつくりたいなと思っておりますし、今後とも皆さんのニーズに沿えるような子育て施策を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の座談会や調査でもありました放課後の居場所という質問についてです。

まずは、7月にリニューアルしました総合文化センターにはキッズコーナーもありますし、学習スペースを備えた図書室もあり、本当に多くの保護者やお子さんが集える場所になっていると認識をしております。この文化センターを放課後の居場所、そして、世代間交流の拠点として、スクールバス等を利用し、茶内地区や浜中地区からでも来られるような仕組みについて、新年度からの事業として、今、教育委員会、教育長と協議を進めているところであります。

また、文化センターだけに限らず、途中には総合体育館もございまして、夏場はプールも開きますので、運動目的の方も利用できるような仕組みを整えてまいりたいと思っております。

あわせて、町民の皆様が出かけたくなるような公園整備を取り進めているところでございますが、浜中町の未来を担う子どもたちのため、町全体、地域全体で子どもたちを支える環境づくりに努めたいと強く思っておりますので、理解を願いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 以上で國井葵議員の一般質問は終了いたしました。

次に、5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

4項目にわたり質問をします。

最初の質問はこれから編成時期に入ると思いますが、予算編成方針の概要と重点事業についてであります。

令和7年度の予算編成方針で各課に示した対応についての説明、その中で、重点事業の内容はどのような事案になるのかを伺いたいと思っております。

なお、7年度予算の作成については、本町の最上位計画である第6期浜中町まちづくり総合計画——これは令和2年度から令和11年度の10か年の計画であり、具体的には3

か年ごとのローリングを毎年度にしていると思います。現在は、6年度から8年度までで、これがローリングされると7年度から9年度となりますが、その実施計画及び第10次浜中町行政改革大綱は令和6年度から令和8年度までの3か年という期間のものとして作成をされております。

まず、行革大綱につきましては、総合計画との連携を図るという意味で、総合計画の基本目標第6章の地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりに寄与するとの位置づけで、予算編成ですぐに事務事業の見直し、(1)の事務事業の再編・整理をはじめとし、それから、(7)住民福祉への対応までの項目が重視されると思いますが、いかがか、お聞きします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

令和7年度の予算編成方針につきましては11月1日付で企画財政課より各課へ示達しております。

このたびの予算編成方針の概要ですが、本町の財政事情につきましては、老朽化する公共施設、インフラ施設関係、維持補修経費、また、大型事業で借り入れた地方債の償還など、歳出における義務的経費が増加する一方で、歳入の大半を占める地方交付税は次年度における総務省の概算要求ベースでは本年度と同水準と見込まれておりますが、今後は人口減少に伴う地方交付税の減額も避けられない状況から厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されております。

こういったことから、歳入では、より一層の歳入確保に努めていただくとともに、歳出においては、既存の制度や施策の見直しを行いまして、経常経費について、なお一層の節減を求めておりまして、予算編成については投資効果や緊急性など十分に勘案した上で限られた財源の重点かつ効率的な配分に努めるものといった内容の周知をしております。

また、予算要求に関しましては、齊藤町長が掲げております五つの重点政策の「産業振興で持続するまちづくり」「元気あふれる活気に満ちたまちづくり」「自然と共生するまちづくり」「安全・安心な生活を守るまちづくり」「次代を担う子どもたちのためのまちづくり」を意識するとともに、地域からの要望などについても十分に内容を精査した上で実行していないものがある場合には予算要求するように周知しております。

このたびの議員のご質問にあります本町の最上位計画であります第6期浜中町まちづくり総合計画の実施計画及び第10次浜中町行政改革大綱との整合性を図り、事業を進める必要があると思うが、いかがかということに関しましては、まさしくそのとおりであると感じておりまして、このたびの予算編成方針に係る留意事項の一番上位に第6期浜中町まちづくり総合計画の実施計画をはじめとした各種の計画との整合性を図り、真に必要な事業、経費の要求とすることを申し添えております。

令和7年度の重点事業の内容はというご質問でございますが、現時点では、予算編成前ですので、具体的に予算措置をする重点事業については確定しておりませんが、想

定されるもので規模の大きな事業としましては津波避難タワー整備事業がございますし、後継者対策事業であります農業、漁業、商工業、各分野での後継者就業交付金事業、本年度から創設しております創業支援補助事業、小規模事業継続支援補助事業、民間賃貸住宅等建設促進助成金事業などは産業や商工業などを下支えする事業ということで継続されていくものと思っております。

本町がこれまでに実施してきました事業を含めまして、必要性や優先度、今後の見通しや方向性を踏まえるとともに、総合計画、実施計画のローリングを行い、議員がおっしゃるとおり、各種計画との整合性を図りながら取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま丁寧にお答えをいただきました。私の手元に実施計画の概要があって、それではハード事業について1000万円以上、ソフト事業については100万円以上のものを重点的にとあり、多分、予算編成方針でも掲げているのだろうなど考えておりました。まさに、今言われたように、ハード事業については計画されている津波避難タワー等があるということで了解をいたしました。

次に、行革大綱のほうです。

これについては、事務事業の見直し、それから、各課での再編ということで、今回、決算審査特別委員会で町長に質問し、検討しますというような回答をいただいた分野も含まれると思います。委員長からも話があったとおりでありますので、それも含めて対応していくべきかなと思っておりますので、そのお考えをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 行革大綱の関係についてお答えいたします。

今回、第10次の行革大綱を出しております。先ほど企画財政課長からも総合計画と行革大綱と整合性を図りながらと申しましたし、そのとおりだと思いますけれども、一方で、行革においては、効率的な行政を運営していく、無駄のない行政を運営していくということが必要です。その点については、財政面とは別に、行政の在り方や今後の仕事の進め方をしていかなければならないと思っております。

議員からお話がありました決算審査特別委員会では空き家の関係のこともありました。空き家につきましては空家等対策計画というものがございまして、それに基づいて進めていくことになっていきますし、担当がどこかも記載されています。除却に対しては防災対策室で、利活用については企画財政課で、それが計画の中にうたわれております。

そういう実態はありますけれども、今回、決算審査特別委員会でご指摘されたことも十分に検討、協議しながら新年度に向けて取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 総合計画のローリングをしていく上で全く新たにぼんと出てきたものもありますよね。今回の小中一貫校の実施設計などです。今回、そういうものは入れ

ているのかどうか、それだけ確認しておきたいと思います。

今までの計画があったけれども、その中から今年度に移したものといいますか、前倒しをしたものもあると思いますが、そういうものも入っているか、お聞きします。

また、予算の関係では財政状況についてまで説明をしていただきました。大変厳しい財政だということは重々分かっているのですけれども、真に町民が必要とする施策であるのかどうか、全課の課長をはじめ、職員には一生懸命考えて対応していただきたいと思っています。

それだけを聞いて、これについては終わります。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 総合計画の実施計画の関係でございます。

先ほど企画財政課長からお話がありましたとおり、実施計画については3年分のローリングを行い、決めていくことになっております。これは毎年度行っているもので、その時々に必要な事業を盛り込みます。今回、新しく町長が就任し、その政策を盛り込んだのは当然でございますし、霧多布中学校の移転のことについてもいろいろな手続の中で進めてきました。そして、真に町として必要な予算とする、そのための実施計画であるという捉え方をしていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 次に、2項目めに入ります。

地域おこし協力隊の総務省通達の影響について伺ってまいります。

このたび、総務省は地域おこし協力隊制度に係る推進要綱を見直すといった報道がございました。一部の自治体では、国の財政支援がなくなるのではとの危機感を持っています。テレビを見ていましたら、そういう報道があったので、注意をして見ていたら、ある自治体では小説家を募集したとのことでした。そうしたら、結構人気があって、複数名の申込みがあって、実際に雇用したそうです。ところが、地域住民との関わりがまるっきりない個室で仕事をするとのことでした。条件は、1年に1回、小説をつくって発表してくださいという中身だったようです。このように、自治体が一生懸命考え、やった施策なのだけれども、総務省としては地域の活性化に結びつかないと判断したのでしょう。

私は、ちょっとナンセンスかなと思いました。その地域の自治体の実態に合わせてといいますか、何も無いところからひねり出し、そういった募集をしたというようなことですので、いかがかなと思っていたのです。

その上で、まず、要綱の一部改正の内容について、通達の内容についてお知らせをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、地域おこし協力隊制度に係る要綱の見直しにつきましては、本年10月に北海道を通じ、総務省より要綱の改定に関してということで通知があっ

たところであります。

ただ、このたびの改定につきましては、議員が心配されるような国の財政支援がなくなる、あるいは、これまでの協力隊制度の仕組みを大幅に変更するという内容ではございません。改定された内容をお話ししますと、地域おこし協力隊につきましては、平成21年度に制度が創設されてから15年が経過しており、全国の隊員数の増加に伴いまして、隊員が行う地域協力活動の内容も多様化したということがあります。これは議員が先ほどおっしゃいました小説家の募集も入るのかなと思っておりませんが、協力隊の運用につきましては基本的に自治体に任されております。ただ、例えば、協力隊の役割や行政と協力隊、それから、協力隊と地域の関係性については要綱の中ではまだ曖昧なところがございまして、自治体間において協力隊が従事すべき地域協力活動の捉え方に差が生じていたということがあります。そこで、これまで要綱に記載がなかったことを整理し、明文化といいますか、追記したということです。

一例を挙げますと、協力隊が従事すべき地域協力活動については、従来から、その定義を地域力の維持、強化に直接資する活動と定義をされておりましたが、今回の改定では、そこに公益性を有するものという文言が付け加えられました。したがって、このたびの本町の募集や任用において要綱の改定の影響はないものと捉えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 私は、質問通告書を出した後に要綱の改定を入手しました。それによると、今説明のあったとおり、このほか、自治体がやらなければならないことも改定されているということですが、その通達に沿い、やってほしいなと思います。

もう一つ、令和7年度の募集件数と業務内容、雇成型、委託型の別を伺うという質問もあります。7番議員が先ほど聞かれたので、これは省略したいと思います。ただ、雇成型と委託型のどちらも浜中町の要綱にはあるのかの確認はしておきたいと思います。

そして、雇成型については、会計年度任用職員ということで、実は公務員に準ずることになります。そして、社会保険は労使折半で負担が少なくて済むというメリットがあります。しかし、デメリットとして自由度が低いということがあります。それから、委託型については、個人事業主でありますから、業務委託契約によるもので、働き方や副業は自由度が高いです。でも、その代わり、社会保険については全額自己負担というようなデメリットがあるというようなことを皆さんに知っておいてほしいと思っております。

その上で、要綱の中身、それから、雇用する場合についての原課の対応についてです。今、窓口は企画財政課ですけれども、実際に応募してきたときは原課の対応になるわけですから、どういう使い方をするのか、手引などを改めて確認して対応していただきたいと思いますので、その点について確認します。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、本町の地域おこし協力隊の設置要綱に関し、雇成型と委託型どちらも使えるの

かというご質問についてです。

要綱を新しくしまして、従前は雇用型だけだったのですが、今はどちらも使えるものに直しております。

それから、雇用型と委託型のメリット、デメリットは、議員がおっしゃったとおりだと思っております。

また、採用につきましては、先ほど来、お願いした業務ができるかどうかを原課で判断するのが基本でありますけれども、要綱や協力隊を任用する手引の共有を図りながら、同じような目線で任用ができるよう、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 次に移ります。

3項目めではありますが、本町の景観計画が10月1日に施行されました。景観形成重点区域として4区域を定めておりますが、連動して規制を強化する浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例、規則の改廃を期待していたわけです。この見直し、検討の実情はどうなっているのでしょうか。

加えて話をしますと、景観計画の4区域は、皆さんもご承知のとおり、湿原・海岸景観形成重点区域、市街地景観形成重点区域のほか、酪農景観形成重点区域、森林景観形成重点区域と、それぞれ重点区域が定められております。再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例、禁止規則を明確に定める条例、規則の改定を求めています。

3月定例会では、禁止区域に鳥獣保護区やラムサール条約登録湿地の追加を検討すると答えております。景観計画に連動させるためには、先進地である鶴居村のように、重点道路沿道区域や市街地景観区域を——鶴居の場合は道路の中心から左右50メートルの範囲となっておりますが、そこを抑制区域にし、規制を厳しくしております。これらの先進地をまねてもいいと思いますし、独自でやるというのであれば、それはそれで構いませんが、その筋道についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

条例改正及び規則改正についてです。

初めに、現在の条例では禁止区域が規定されておりますが、新たに抑制区域を設け、規則におきまして抑制区域の内容について定めることを考えております。

抑制区域につきましては、今、議員がおっしゃいました鶴居村を参考にさせていただき、区域を設定するか、その周辺はどのように対応するかなどを含め、現在検討中であります。このことなどを踏まえ、3月議会に向けまして、条例及び規則の改正をできるよう取り進めているところでございます。

また、令和3年6月の3月議会におきまして、禁止区域にラムサール条約登録湿地を加えることを十分に協議、検討することとしておりましたが、こちらにつきましても3月議会でお示ししたいと考えております。

そして、景観計画の景観形成重点区域の四つの区域につきましても、条例施行規則の改定に反映させたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 大変前向きな希望の持てる答弁をいただきました。

それでは、最後の4項目めに入ります。

野良猫対策の検討はということです。

これは9月の第3回定例会で質問した事項で、回答としては本当に前向きに考えたいというような話がありましたので、できるのであれば新年度予算に反映してくれるのかなという思いがあります。

これは政策的なことになりますので、町長から答弁をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

9月定例会後、避妊手術の行政支援につきましては、釧路・根室管内の自治体では実施していないということから、道内で実施しております自治体を参考に検討してまいりました。野良猫対策は必要であるという見解から、今回、釧路・根室管内では初めてとなります行政支援を新年度から実施できるように予算化に向けて準備しているところであります。また、野良猫の撃退グッズの助成につきましても検討しており、新年度からの予算化に向けて進めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町長から、本当に前向きどころか、もう予算をつけてくれたということでありました。

ただ、一部を聞くところによると、猫だけではなく、野犬も増えているというようなことがあります。それが該当するような仕組みの制度をつくるような話もちらっと聞こえてきたのです。

これは事務的な話ですので、課長からお答えをいただけますか。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

犬については北見市を参考にさせていただいております。野犬対策について、動物保護団体の方から、まずは野犬が赤ちゃんを産むことを減らしてくれ、蛇口を閉めてくれというご忠告がありまして、現在は、飼い犬、飼い猫、野犬、地域猫の4種の避妊、去勢の対応を考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時02分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 16 議案第 67 号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 16、議案第 67 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第 67 号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 31 日付で公布されたことに伴い、浜中町においても所定の措置を講じるため、浜中町税条例の一部を改正するものであります。

このたびの一部改正の主な内容ですが、町民税において、公益信託制度の改正に伴う個人住民税制度の見直しなど、法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、一部を令和 7 年 4 月 1 日とし、公益信託制度の見直しに係る部分は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 67 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 67 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 67 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 68 号 浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 69 号 浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第17、議案第68号、及び、日程第18、議案第69号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第68号及び議案第69号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第68号浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行規則の改正により、現行の職員及びその員数について、第1号被保険者の数に応じ、または、センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものとしております。

さらに、センターにおける効果的な運営に資すると運営協議会が認める場合については、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一つのセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとし、質の観点から、当該一つのセンターは、3職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないとするものであり、このたび、本条例の関連条項の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第69号浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、議案第68号の改正に伴い、本条例の関連条項の一部を改正しようとするものであります。

なお、いずれの条例も施行期日につきましては公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第68号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第69号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 69 号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 69 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 70 号 浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(落合俊雄君) 日程第 19、議案第 70 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第 70 号浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正ですが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が令和 6 年 4 月より施行され、水道行政を管轄する省庁が厚生労働省から国土交通省に移管されました。これに伴い、既に同省が所管しております下水道の設計等に係る資格基準の考え方を踏まえ、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、所定の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第70号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから議案第70号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第70号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第71号 工事請負契約の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第20、議案第71号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第71号工事請負契約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、6月14日開催の令和6年第2回浜中町議会定例会議案第45号をもって工事請負契約の議決をいただき、現在施工中であります霧多布配水本管耐震化更新工事について、設計変更が生じたことから、契約金額7975万円を8360万円に変更しようとするものであります。

主な設計変更の内容につきましては、新たな耐震管の布設ルートの一部を榊町地区の道道別海厚岸線道路路肩に設置されております排水用トラフの直下に布設し、原状復旧する設計としておりましたが、既存の排水トラフが老朽化により現状復旧が困難と判断し、道道を管理している釧路建設管理部とトラフ復旧に関する協議をした結果、新たなトラフを設置し、復旧するよう要請がありました。これにより、その資材、労務費の追加計上が必要となっております。

また、道道横断溝に必要な立て坑の鋼矢板設置、撤去に関連する経費の追加、立て坑設置に必要なクレーンの足場で使用する覆工板の追加、立て坑内への侵入水の排水に関する経費の追加、布設に伴う立ち木等の伐開物の処理費用不足などによる経費を合わせて追加計上する内容となっております。

なお、令和6年12月20日としている工期に変更はありません。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によ

り、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第71号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（落合俊雄君） 日程第21、議案第72号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第72号公の施設の指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

霧多布湿原センターの管理運営につきましては、令和2年4月から令和7年3月31日までの5年間、指定管理者として特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストを指定しています。

このたび、令和7年3月で指定期間が満了することから、令和7年度からの指定管理者を公募したところ、特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストからのみ指定申請があり、浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の選定基準に基づき、総合的に判断し、同団体を選定したものであります。

なお、指定期間につきましては令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

霧多布湿原センターの指定管理者として特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストを指定することについては地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を要しますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第72号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから議案第72号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第72号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第73号 令和6年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

○議長（落合俊雄君） 日程第22、議案第73号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第73号令和6年度浜中町一般会計補正予算（第6号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金の増額や制度改正に伴う児童手当の関連経費のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は8715万3000円となります。

一方、歳入では、各事業の特定財源として、国庫支出金5454万7000円、道支出金1911万8000円などを充てたほか、不足する財源については繰越金77万3000円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は95億5356万2000円となります。

次に、第2表継続費補正では、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事等について、工事に長期間を要し、完成が次年度となることから、令和7年度までの2か年による継続費として予算を計上しようとするものであります。

次に、第3表地方債補正では、対象事業の補助見込額の変更に伴うものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、皆様、議案の39ページをお願いいたします。

議案第73号令和6年度浜中町一般会計補正予算（第6号）について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に8715万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億5356万2000円とし、第2項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条継続費の補正では継続費の追加は第2表継続費補正によるとし、第3条地方債の補正では地方債の変更は第3条地方債補正によるとしております。

40ページから42ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

43ページの第2表継続費補正につきましては、事業が2か年に及ぶことから、1の追加で、8款1項消防費、事業名は琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事監理業務委託で総額310万円、年割額は、令和6年度が0円、令和7年度が310万円とし、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事で総額5億3510万円、年割額は、令和6年度が0円、令和7年度が5億3510万円としております。

第3表地方債補正については、1の変更で、起債の目的は避難施設整備事業で、これは事業費確定に伴い、限度額を変更するものであります。

45ページと46ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます、説明の便宜上、51ページの歳出からご説明いたします。

歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7万9000円の追加は、庁舎管理に要する経費、10節需用費、修繕料で、乗用タイプ草刈り機の修理代、3目財産管理費4106万8000円の追加、公の集会施設等管理に要する経費、14節工事請負費139万1000円の減は、旧茶内第三寿の家、解体工事及び共和会館外部改修、茶内コミュニティセンター多目的ホールのほか、照明改修工事の執行残、17節備品購入費、施設用備品購入19万2000円の追加は一新会会館及び霧多布地区コミュニティセンターのガス給湯器の更新、その他町有財産管理に要する経費、11節役務費、損害保険料7万6000円の追加は公共施設金品盗難保険で保険料確定による不足分、基金積立金、24節積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金4219万1000円の追加は一般廃棄物処理事業基金へ積み立てるもの、4目振興費139万1000円の追加、地域振興に要する経費31万9000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、地域振興事業補助で、水取場町内会、榊町自治会が実施する防犯灯のLED改修に対する不足分、地域公共交通に要する経費107万2000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助で、釧路ー根室の都市間バスの実績確定による不足分、6目職員研修厚生費40万2000円の追加は、職員厚生に要する経費、54ページの18節負担金、補助及び交付金、予防接種負担金で、浜中診療所、歯科診療所、保健師など、医療関係職員26名分の新型コロナワクチン接種負担金、8目ふれあい交流・保養センター1008

万8000円の追加、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費、10節需用費修繕料387万2000円の追加はゆうゆの熱源空調自動制御機器類の取替えに係るもの、12節委託料、施設営繕委託料573万3000円の増は温泉用湯設備の点検整備に係るもの、17節備品購入費、施設用備品購入18万円の追加は全自動洗濯機を更新するもの、18節負担金、補助及び交付金、ふれあい交流・保養センター無料優待券負担金30万3000円の追加は入浴者増に伴う不足見込み、2項徴税费2目賦課徴収費50万円の追加は、賦課事務に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、過誤納還付金及び返還金の不足見込みとなります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28万8000円の追加、その他社会福祉に要する経費、14節工事請負費、施設改修工事49万円の減は、旧琵琶瀬小学校改修工事の執行残、19節扶助費、難聴者補聴器購入費等助成21万6000円の追加は不足見込み、基金積立金、24節積立金、56ページの福祉振興基金積立金56万2000円の追加は2件からの寄附金を積み立てるもの、2目障がい者福祉費5万2000円の追加は、地域生活支援事業に要する経費、19節扶助費、成年後見人報酬等助成で不足見込みの計上、3目高齢者福祉費26万円の追加は、在宅福祉に要する経費、19節扶助費、認知症高齢者介護手当で実績見込み増によるもの、6目子ども対策費2万5000円の追加は、子ども医療に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金2万5000円の増で、令和5年度未熟児養育医療費等国庫負担金の実績確定によるもの、2項児童福祉費1目児童福祉総務費233万6000円の追加、放課後児童クラブに要する経費、10節需用費、燃料費6万円の追加及び12節委託料、業務補助委託料39万8000円の追加は移送サービスの回数増による不足見込み、17節備品購入費、車両購入22万6000円の減は執行残、常設保育所に要する経費、8節旅費、費用弁償16万2000円の追加は保育職員増による不足分、10節需用費、消耗品費2万4000円の追加は、寄附金を活用し、玩具を購入、修繕料90万2000円の追加は茶内保育所の地中熱ヒートポンプ機器の更新など、17節備品購入費、施設用備品購入22万9000円の追加は、寄附金を活用し、各保育所の備品を購入するもの、58ページのへき地保育所に要する経費、8節旅費、費用弁償24万7000円の追加は保育職員の増によるもの、10節需用費、消耗品費11万6000円の追加及び17節備品購入費、施設用備品購入38万円の追加は、寄附金を活用し、各保育所の玩具や備品を購入するもの、保育所給食に要する経費、8節旅費、費用弁償4万4000円の追加は、調理員の異動に伴う不足分、2目児童手当費1485万1000円の追加、児童手当に要する経費、11節役務費、手数料1万1000円の増は、12月支給分の振替手数料で、補助対象経費として計上、19節扶助費、児童手当1484万円の追加は児童手当制度改正による不足分となります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費393万6000円の減、浜中診療所特別会計繰出金682万円の減及び水道事業会計繰出金288万4000円の追加は財源調整、4目環境衛生費52万1000円の追加、斎場管理に要する経費、10節需用費、修

繕料51万9000円の追加は斎場火葬炉台車の補修、60ページのその他環境衛生に要する経費、12節委託料、高齢者事業団作業等委託料2000円の追加は北海道最低賃金引上げによるもの、6目地域水道費81万5000円の追加は、地域水道管理に要する経費、10節需用費、修繕料で、農業用水の漏水修理及び管路補修となります。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費1309万7000円の追加、農業振興に要する経費、10節需用費、燃料費2万8000円の追加は公用車燃料の不足見込み、中山間地域等直接支払事業に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金1306万9000円の追加は交付対象面積確定によるもの、2項林業費1目林業総務費274万5000円の減、林道に要する経費、12節委託料、林業専用道測量設計委託料295万3000円の減は執行残、15節原材料費、補修用原材料20万8000円の追加は熊牛北区線林道路盤の補修砕石、3項水産業費1目水産業総務費26万4000円の追加は、水産行政に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、浜中町救難所補助で、消防排水ポンプ購入への補助となります。

61ページの6款1項商工費2目商工振興費126万4000円の追加、商工振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助17万円の追加はマイワシ専用の発泡箱製作に対するもの、小規模事業継続支援補助109万4000円の追加は、店舗改修など、3事業の補助に対する不足分、3目観光費123万円の追加、観光振興に要する経費、8節旅費、普通旅費3万9000円の追加は不足見込み、12節委託料、高齢者事業団作業等委託料1000円の追加は北海道最低賃金引上げによるもの、霧多布湿原に要する経費、10節需用費、修繕料61万5000円の追加は湿原センター男子トイレ小便器洗浄方式を連立式から個別フラッシュバルブに改修するもの、観光施設に要する経費、10節需用費、光熱水費56万円の追加は各観光施設の電気料の不足見込み、15節原材料費、補修用原材料1万5000円の追加は涙岬駐車場補修砕石の不足分、4目中山間活性化施設費236万7000円の追加は、中山間活性化施設管理に要する経費、17節備品購入費、施設用備品購入236万7000円の増で、MO-TTOかざてで使用するジェラートフリーザーを更新するものとなります。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費353万4000円の追加は、町道管理に要する経費、64ページの12節委託料、町道維持業務委託料で、実績による不足の計上、4項1目港湾費44万4000円の追加、港湾整備に要する経費、10節需用費、修繕料44万3000円の追加は、港湾道路境界に設置され、暴風で倒壊した塀の撤去及び修繕、12節委託料、高齢者事業団作業等委託料1000円の追加は最低賃金引上げによるもの、6項1目下水道費13万円の追加は下水道事業会計繰出金で財源調整となります。

8款1項1目消防費234万8000円の追加、釧路東部消防組合に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、釧路東部消防組合本部負担金141万8000円の減及び釧路東部消防組合浜中消防署負担金376万6000円の追加は負担額の確定によるもの、2目災害対策費590万6000円の減、災害対策に要する経費、7節報償費、講師謝金

24万1000円の減及び10節需用費、被服費10万8000円の減は執行残、11節役務費、手数料21万8000円の追加は琵琶瀬地区津波避難タワー建設に係る建築確認申請手数料など、66ページの12節委託料、避難施設整備工事実施設計委託料577万5000円の減は執行残となります。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費111万8000円の追加、小学校管理に要する経費、8節旅費、費用弁償2万1000円の追加は学校事務生の採用で生じた不足分、10節需用費、修繕料97万6000円の追加は児童が使用するGIGA端末修繕料の不足見込み及び霧多布小学校、茶内小学校の暖房修理費、17節備品購入費、校用備品購入12万1000円の追加はGIGA端末のキーボード購入代、2目教育振興費17万3000円の減、教育振興に要する経費、11節役務費、手数料43万5000円の減は執行残、17節備品購入費、図書購入50万円の追加は寄附金を活用して浜中小学校に図書を購入、18節負担金、補助及び交付金、修学旅行補助12万5000円の減及び19節扶助費、修学旅行扶助費11万3000円の減は執行残、3項中学校費1目学校管理費89万5000円の追加、中学校管理に要する経費、10節需用費、修繕料77万4000円の追加は生徒が使用するGIGA端末修繕料の不足見込み及び浜中中学校、茶内中学校の暖房修理費、17節備品購入費、68ページの校用備品購入12万1000円の追加はGIGA端末のキーボード購入代、2目教育振興費91万9000円の減、教育振興に要する経費、8節旅費、費用弁償17万8000円の追加は学習支援員の通勤手当の不足分、11節役務費、手数料51万5000円の減から、19節扶助費、修学旅行費扶助費30万6000円までの減までは執行残、4項高等学校費1目高等学校総務費22万2000円の減は、高校管理に要する経費、8節旅費、普通旅費で、地域みらい留学合同説明会事務職員1名分、2目教育振興費27万2000円の追加、教育振興に要する経費、8節旅費、引率旅費26万7000円の追加は地域みらい留学合同説明会教員1名分を計上、13節使用料及び賃借料、施設利用料5000円の追加は見学旅行の拝観入場料の不足分、5項社会教育費1目社会教育総務費29万1000円の追加は、社会教育事業に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、文化振興補助で、実績見込み増によるもの、6項保健体育費、69ページの2目社会体育施設費17万7000円の追加、大規模運動公園管理に要する経費、12節委託料、建物附属設備保守管理委託料3000円の追加は総合体育館の高圧引込みケーブル絶縁診断料価格改定による不足分、17節備品購入費、施設用備品購入6万5000円の追加は寄附金を活用して少年野球用ベース一式を購入するもの、26節公課費、自動車重量税2000円の追加は不足分、農業者トレーニングセンター管理に要する経費2万7000円の追加からその他体育施設管理に要する経費1万6000円の追加までは北海道最低賃金の引上げによるもの、3目給食センター費94万7000円の追加は、給食センターに要する経費、10節需用費、修繕料で、調理室床暖房温水循環ポンプ取替えのほか、修繕に係るものであります。

次に歳入の説明をいたしますので、47ページをお願いいたします。

歳入、10款1項1目地方特例交付金109万3000円の追加は交付額の確定によるものとなります。

14款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料32万9000円の追加は、1節観光使用料、バンガロー使用料34万円の追加及び休憩舎使用料1万1000円の減は今年度の実績確定によるものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1188万円の追加は児童手当制度改正に伴うもの、2項国庫補助金6目教育費国庫補助金47万6000円の追加は、3節高等学校補助金、デジタル田園都市国家構想交付金で、地域みらい留学合同説明会費用に充当するもの、7目防衛交付金4219万1000円の追加は、1節特定防衛施設周辺整備調整交付金で、交付額の確定によるものとなります。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金60万7000円の減は、6節児童手当負担金で、制度改正に伴う見込み減、2目農林水産業費道負担金980万1000円の追加は、1節農業費負担金、中山間地域等直接支払交付金で、事業費の確定によるもの、2項道補助金、7目消費費道補助金992万4000円の追加は、1節災害対策費補助金、地域づくり総合交付金10万円の減は交付額の確定によるもの、津波避難施設等整備特別対策事業費補助金1002万4000円の増は本年度の丸山散布避難施設と津波避難タワー一実施設計に係る一般財源分の3分の2を計上するものとなります。

18款1項寄附金2目民生費寄附金105万1000円の追加は、1節社会福祉費寄附金56万1000円の追加、個人寄附1件と団体寄附1件、2節児童福祉費寄附金49万円の追加は、同じく個人寄附1件と団体寄附1件、4目教育費寄附金55万円の追加は、1節教育費寄附金、団体寄附2件となります。

20款繰越金、49ページの1項1目繰越金77万3000円の追加は、1節前年度繰越金で、財源調整となります。

21款諸収入6項4目雑入849万2000円の追加は、退職手当組合からの清算還付金となります。

22款1項町債5目消防債120万円の追加は、避難施設整備事業債で、事業費確定に伴うものであります。

以上、議案第73号の補足説明といたします。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

(延会 午後 4時15分)